

**一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール**  
**入力・出力マニュアル**  
**ver1.1**

平成 20 年 6 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

[更新履歴]

初版 平成 19 年 6 月

ver1.1 平成 20 年 6 月

廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール  
入力・出力マニュアル

## 目次

I. 基本事項	1
1. 財務書類作成ファイルの構成	1
2. 推奨する動作環境	1
3. マクロ	1
4. ファイルの操作	2
5. 消費税および地方消費税の扱い	2
6. 【重要】入力セルについて（セルの色分けについて）	2
II. データ等の入力	4
1. 貴市町村の概要（1～4.原価計算.xls、1.sheet）	4
2. 作業の実施主体（1～4.原価計算.xls、2.sheet）	7
3. 収集運搬量・直接搬入量・集団回収量および処理・処分・資源化プロセス投入量（1～4.原価計算.xls、3.sheet）	8
4. 資源化量（1～4.原価計算.xls、4.sheet）	10
5. 収集運搬部門（5.原価計算.xls）	11
5. 1 委託・一部事務組合 ～ 委託区分、作業内容、委託料等 ～（5.1.sheet）	11
5. 2 委託・一部事務組合 ～ 委託量 ～（5.2.sheet）	13
5. 3 直営 ～ 積載区分、積載量、利用車種 ～（5.3.sheet）	14
5. 4 直営 ～ 収集運搬している場合の費用 ～（5.4.sheet）	16
5. 5 直営 ～ 車両・施設以外に係る物件費のうち特定の廃棄物種類に係る物件費（コンテナ等） ～（5.5.sheet）	17
5. 6 直営 ～ コンテナ等の配布状況 ～（5.6.sheet）	18
5. 7 直営 ～ 参考情報 ～（5.7.sheet）	19
5. 8 直営 ～ 車両に係る物件費① ～（5.8.sheet）	20
5. 9 直営 ～ 車両に係る物件費② ～（5.9.sheet）	21
5. 10 直営 ～ 人件費 ～（5.10.sheet）	21
5. 11 直営 ～ 施設に係る物件費（減価償却費等）、経費 ～（5.11.sheet）	22
5. 12 共通的物件費（5.12 sheet）	24
5. 13 共通的経費（5.12 sheet）	24
6. 中間処理・最終処分部門（6.原価計算.xls）	25
6. 1 委託・一部事務組合（6.1.sheet）	25
6. 2 直営 ～ 施設の概要 ～（6.2.sheet）	26

6. 3	直営 ～ 施設に係る物件費（減価償却費等）、経費 ～ (6.3.sheet)	26
6. 4	直営 ～ 人件費 ～ (6.4.sheet)	28
6. 5	直営 ～ 追加投資 ～ (6.5.sheet)	29
6. 6	共通的物件費 (6.6 sheet)	30
6. 7	共通的経費 (6.6 sheet)	30
7.	資源化部門 (7.原価計算.xls)	31
7. 1	委託・一部事務組合（委託料）(7.1 sheet)	31
7. 2	直営 ～ 施設の概要 ～ (7.2 sheet)	32
7. 3	直営 ～ 事業費 ～ (7.3 sheet)	32
7. 4	直営 ～ 人件費 ～ (7.4 sheet)	33
7. 5	直営 ～ 施設に係る物件費（追加投資等） ～ (7.5 sheet)	35
7. 6	直営 ～ 資源化ライン ～ (7.6 sheet)	35
7. 7	共通的物件費 (7.7 sheet)	37
7. 8	共通的経費 (7.7 sheet)	37
8.	管理部門 (8～11.原価計算.xls、8.sheet)	37
9.	集団回収 (8～11.原価計算.xls、9.sheet)	38
10.	有料化の実施状況 (8～11.原価計算.xls、10.sheet)	39
11.	直接搬入ごみの手数料 (8～11.原価計算.xls)	41
11. 1	家庭系直接搬入ごみの手数料徴収状況 (11.1.sheet)	41
11. 2	事業系直接搬入ごみの手数料徴収状況 (11.2.sheet)	41
12.	行政コスト計算書 (行政コスト計算書.xls、12. sheet)	42
12. 1	経常費用	42
12. 2	経常収益	45
12. 3	その他	46
13.	資産・負債一覧 (資産・負債一覧.xls)	47
13. 1	金融資産・非金融資産・注記 (13.1 sheet)	47
13. 2	事業用資産 (13.2 sheet)	49
13. 3	負債 (13.3 sheet)	52
III.	財務書類の出力	53

【参考】耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号の一部）	54
--	----

## I. 基本事項

### 1. 財務書類作成ファイルの構成

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルは Microsoft Office Excel®により作成されており、表 1 のような構成になっています。

※Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

表 1 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルの構成

機能	ファイル名	内容
データ入力	1~4.原価計算.xls	原価計算書※1 作成に必要なデータのうち、基礎的なデータを入力するためのファイル
	5.原価計算.xls	原価計算書※1 作成に必要なデータのうち、収集運搬部門に関するデータを入力するためのファイル
	6.原価計算.xls	原価計算書※1 作成に必要なデータのうち、中間処理部門、及び、最終処分部門に関するデータを入力するためのファイル
	7.原価計算.xls	原価計算書※1 作成に必要なデータのうち、資源化部門に関するデータを入力するためのファイル
	8~11.原価計算.xls	原価計算書※1 作成に必要なデータのうち、管理部門等に関するデータを入力するためのファイル
	行政コスト計算書.xls	行政コスト計算書※2 作成に必要なデータを入力するためのファイル
	資産・負債一覧.xls	資産・負債一覧※3 作成に必要なデータを入力するためのファイル
計算	基礎データ.xls	各財務書類を作成するための、各種計算を実行するファイル(入力、出力には直接必要ありませんが、各種データの入力・修正に応じて財務書類の内容を更新する際に必要です)
書類出力	出力ファイル.xls	各財務書類を出力するためのファイル

※1：正しくは、「一般廃棄物処理事業に係る原価計算書」

※2：正しくは、「一般廃棄物処理施策に係る行政コスト計算書」

※3：正しくは、「一般廃棄物処理事業に係る資産・負債一覧」

### 2. 推奨する動作環境

推奨する動作環境は表 2 のとおりです。

表 2 推奨する動作環境

項目	内容
OS	Microsoft®Windows®XP
ソフトウェア	Microsoft Office Excel® 2002 以上
ディスプレイ	カラーディスプレイ

・Microsoft®Windows®, および、Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

### 3. マクロ

廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイルでは、マクロを含んでいません。マクロを使用するために、必要に応じて、以下の操作をお願いいたします。

- ①Microsoft Office Excel®にて、マクロのセキュリティレベルを「中」に設定してください。  
設定方法は以下のとおりです。Microsoft Office Excel®のメニューバーの「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」を選択し、「セキュリティレベル」タブをクリックし、「中」のラジオボタンをクリックし、「OK」をクリックしてください。なお、本電子ファイルの使用終了後には、適正なセキュリティレベルに戻してください。
- ②電子ファイルを開く際に、セキュリティ警告（「このファイルはマクロを含んでいます。マクロにはウイルスが含まれている場合があります。通常、マクロを無効にすると安全ですが、マクロが適正な場合、機能が使えなくなります。」）が表示されます。「マクロを有効にする」を選択してください。

#### 4. ファイルの操作

ファイルの操作にあたっては、関連するファイルを全て開いた状態で行ってください。また、ファイルを開く際に、「このブックには、ほかのデータソースへのリンクが含まれています。リンクを更新すると、Excelは最新のデータを取り込もうとします。リンクを更新しないと、以前の情報が使用されます。」というメッセージが表示される場合があります。このメッセージに対しては「更新する」または「更新しない」いずれを選択していただいても結構です。

#### 5. 消費税および地方消費税の扱い

消費税および地方消費税が課税される金額については、消費税等を含む金額を入力してください。

#### 6. 【重要】入力セルについて（セルの色分けについて）

電子ファイル内の入力セルのある各シートの各セルは色分けしてあります。色の意味はそれぞれ、表 3 のとおりです。必要なセルに過不足なく入力してください。

表 3 【重要】入力セル（セルの色分け）

セルの色	入力内容等
黄／薄い黄	適切なデータ、名称等を入力してください。
緑／薄い緑	該当する項目（セル）だけに、「1」を入力してください。該当しない項目（セル）には何も入力しないでください。
橙（ゴールド）／薄い橙（ページ）	自動計算のセルです。書き換えないでください。入力の必要はありません。
白	予め必要な事項を入力しております。書き換えないでください。入力の必要はありません。何も、入力されていないセルについては、適宜、必要な入力をしていただいでかまいません。

注）色の濃い／薄いは、見易さのためで、入力にあたって、意味の差異はございません。

#### 7. 【重要】支援ツールの対応ケースについて

支援ツールは比較的単純な一般廃棄物処理事業を前提としており、そのようなケースに

のみ対応しています。事業の構造が複雑な場合（例：部門内・部門間で委託と直営の別が複雑である、特殊な処理をしているなど）には、支援ツールを適宜、実状に合わせて変更が必要な場合もございます。

## Ⅱ. データ等の入力

入力対象となる電子ファイルおよび各ファイル内のシートは、次ページの表 4 に示したとおりです。

### 【シート別入力方法】

#### 1. 貴市町村の概要（1～4.原価計算.xls、1.sheet）

##### (1)都道府県名

- ・都道府県名を入力してください。

##### (2)市町村コード

- ・全国の地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合等）につけられた、5桁のコード番号です。
- ・JIS 地名コード、地方自治体コード、都道府県コード、市町村コード、標準地域コードなどと呼ばれることもあります。
- ・なお、平成 18 年 4 月 1 日現在における標準地域コードは、総務省のホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/9-5.htm>）で確認できます。

##### (3)市町村名（一部事務組合名）

- ・貴市町村名を入力してください。
- ・また、一部事務組合で収集運搬もしくは処理、処分、資源化等を行っている場合は一部事務組合名を括弧書きで入力してください。

##### (4)人口

- ・会計対象年度末時点の住民基本台帳における貴市町村の人口を入力してください。
- ・会計対象年度末時点のデータがご不明の場合は、直近でのデータで構いません。

##### (5)構成市町村の合計人口

- ・一部事務組合で収集運搬もしくは処理、処分、資源化等を行っている場合は、一部事務組合を構成する市町村の合計人口を入力してください。
- ・会計対象年度末時点のデータがご不明の場合は、直近でのデータで構いません。

##### (6)世帯数

- ・会計対象年度末時点のデータを入力してください。
- ・会計対象年度末時点のデータがご不明の場合は、直近でのデータで構いません。



表 4 入力対象ファイル及びシート一覧

ファイル名	シート名	入力内容
1～4.原価計算.xls (基礎事項、取扱量など)	1.	貴市町村の概要
	2.	作業の実施主体
	3.	収集運搬量・直接搬入量・集団回収量及び中間処理・最終処分・資源化投入量
	4.	引渡量
5.原価計算.xls (収集運搬部門)	5.1	委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費(委託料)～委託区分、作業内容、委託料等～
	5.2	同 ～委託量～
	5.3	直営で収集運搬している場合の費用～積載区分、積載量、利用車種～
	5.4	同 ～収集運搬車両の出動状況～
	5.5	同 ～車両・施設以外に係る物件費のうち特定の廃棄物種類に係る物件費(コンテナ等)～
	5.6	同 ～コンテナ等の配布状況～
	5.7	同 ～参考情報～
	5.8	同 ～車両に係る物件費①～
	5.9	同 ～車両に係る物件費②～
	5.10	同 ～人件費～
	5.11	同 ～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～
	5.12	共通的物件費(5.12)、一般廃棄物種類全般に係る経費(5.13)
6.原価計算.xls (中間処理部門、最終処分部門)	6.1	委託業者・一部事務組合が中間処理・最終処分を行う場合の物件費(委託料)
	6.2	直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設の概要～
	6.3	同 ～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～
	6.4	直営で中間処理・最終処分している場合の人件費
	6.5	直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設に係る物件費(追加投資等)～
	6.6	共通的物件費(6.6)、一般廃棄物種類全般に係る経費(6.7)
	6.7	同
7.原価計算.xls (資源化部門)	7.1	委託業者・一部事務組合等が資源化を行う場合の物件費(委託料)
	7.2	直営で資源化している場合の費用～施設の概要～
	7.3	同 ～施設に係る物件費(減価償却費等)、経費～
	7.4	直営で資源化している場合の人件費
	7.5	直営で資源化している場合の物件費～施設に係る物件費(追加投資等)～
	7.6	直営で資源化している場合の費用～資源化ライン別稼働状況～
	7.7	共通的物件費(7.7)、一般廃棄物種類全般に係る経費(7.8)
	7.8	同
8～11.原価計算.xls (管理部門など)	8.	管理部門
	9.	集団回収に係る費用
	10.	有料化の実施状況
	11.1	家庭系直接搬入ごみの手数料収入
	11.2	事業系直接搬入ごみの手数料収入
	11.3	同
行政コスト計算書.xls	12.	行政コストのうち「X.原価計算.xls」で把握されないもの
資産・負債一覧.xls	13.1	資産・負債一覧のうち「X.原価計算.xls」「行政コスト計算書.xls」および、以下の13.2、13.3で把握されないもの
	13.2	資産・負債のうち事業用資産に関するものうち、「X.原価計算.xls」「行政コスト計算書.xls」で把握されないもの
	13.3	資産・負債のうち負債に関するものうち、「X.原価計算.xls」「行政コスト計算書.xls」で把握されないもの

※入力する必要のないファイルやシートは示しておりません。

(7)可住地面積

- ・会計対象年度末時点のデータを入力してください。
- ・会計対象年度末時点のデータがご不明の場合は、直近でのデータで構いません。また、直近のデータもご不明な場合は、何も入力していただくなくて結構です。

(8)郵便番号

- ・市役所、区役所、町役場、村役場、一部事務組合事業所の郵便番号を入力してください。

(10)担当部署

- ・入力のご担当部署名を入力してください。

(11)担当者名

- ・入力のご担当者のお名前を入力してください。

(12)担当者役職

- ・入力のご担当者のお役職名を入力してください。

(13)電話番号

- ・入力のご担当者のお電話番号を入力してください。

(14)ファクシミリ番号

- ・入力のご担当者の方ファクシミリ番号を入力してください。

(15)電子メールアドレス

- ・入力のご担当者の方電子メールアドレスを入力してください。

## 2.作業の実施主体（1～4.原価計算.xls、2.sheet）

- ・以下の(1)～(4)の作業について、品目別の実施主体として、民間委託、一部事務組合、直営の中から、あてはまる欄に「1」を入力してください。
- ・一つの品目で2つ以上の実施主体がある場合は、両方に「1」を入力してください。例えば、民間委託と直営を併用している場合は、民間委託と直営の行にそれぞれ「1」を入力してください。
- ・分別収集を実施していない品目については、無回答としてください（例：生ごみは分別収集せず、燃やすごみとして収集している場合、⑱生ごみの列は何も入力しないでください）。
- ・市区町村が施設等の資産を保有し、民間事業者が運営しているケースについては、直営としてください。

### (1)収集運搬

- ・収集運搬とは、回収拠点等から廃棄物および資源物を中間処理施設・資源化施設等まで運搬することを指します。（基準 1.11.1.1）

### (2)中間処理

- ・中間処理とは、焼却（熔融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等を指します。中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務も含まれます。（基準 1.11.1.1）

### (3)最終処分

- ・最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残渣、破碎残渣の最終処分を指して処分などがします。（基準 1.11.1.1）

### (4)資源化

- ・資源化とは、資源物の選別や異物除去、圧縮加工、梱包など廃棄物を再び資源として利用するために施す工程を指します。ここには、堆肥化、飼料化、生ごみ等バイオマスのメタン化も資源化に含みます。（基準 1.11.1.1）

### 3.収集運搬量・直接搬入量・集団回収量および処理・処分・資源化プロセス投入量（1～

#### 4.原価計算.xls、3.sheet）

- ・廃棄物および資源物の収集運搬量を、品目別に(1)家庭系、(2)事業系に分けて入力してください。
- ・自治会やPTA等が実施している集団回収による回収量は含めないでください。

#### 【重要】

- ・「2.sheet」で入力した内容（作業の実施主体）と矛盾のないように入力してください。
  - ・「2.sheet」で入力した内容と矛盾があると、正しく計算されません。
- 例)「2.sheet」で、「燃やさないごみ」の「中間処理部門」の「直営」にチェックした（「1」を入力した）にも関わらず、「3.シート」の「(3) 中間処理・最終処分・資源化投入量（直営分）の中間処理（焼却）・中間処理（破碎）の両方に、量の入力がない。 ←矛盾の例

#### (1)家庭系

- ・品目別の年間収集運搬量を以下の3つに分類して、それぞれ入力してください。
  - － 直営による収集運搬量
  - － 委託業者もしくは一部事務組合による収集運搬量
  - － 持込による受入量（直接搬入量）
- ・一つの品目で、直営による収集運搬と民間委託による収集運搬がある場合は、それぞれの収集運搬量を入力してください。
- ・一部事務組合が複数の市町村分を一括して収集運搬しており、貴市町村分だけの収集運搬量を把握できない場合は、一部事務組合全体における家庭系廃棄物の収集運搬量を入力し、「一部事務組合全体の収集運搬量の場合」という列に「1」を入力してください。

#### (2)事業系

- ・品目別の年間収集運搬量を以下の3つに分類して、それぞれ入力してください。
  - － 直営による収集運搬量
  - － 委託業者もしくは一部事務組合による収集運搬量
  - － 許可業者及び持込による受入量（直接搬入量）
- ・学校や公共施設等からの収集運搬分も、「許可業者及び持込による受入量」に含めてください。
- ・一つの品目で、直営による収集運搬と民間委託による収集運搬がある場合は、それぞれの収集運搬量を入力してください。
- ・一部事務組合が複数の市町村分を一括して収集運搬しており、貴市町村分だけの収集運搬量を把握できない場合は、一部事務組合全体における家庭系廃棄物を入力し、「一部事

務組合全体の収集運搬量の場合」という列に「1」を入力してください。

(3)家庭系と事業系の合計

- ・(1)、(2)で入力したデータから、自動的に家庭系と事業系の合計量が表示されます。入力の必要はありません。

(4)集団回収

- ・品目別の年間集団回収量を入力してください。

(5)処理・処分・資源化プロセス投入量（委託分）

- ・委託により処理・処分・資源化した場合は、中間処理（焼却）（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）、中間処理（破碎）、資源化、埋立処分（処理残さ埋立量）については、廃棄物種類ごとに、埋立処分（焼却残さ）については合計を、各プロセスに投入した年間量（t）を入力してください。埋立処分（焼却残さ）の廃棄物種類別の量は自動計算されます。

(6)処理・処分・資源化プロセス投入量（直営分）

- ・直営により処理・処分・資源化した場合は、中間処理（焼却）（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）、中間処理（破碎）、資源化、埋立処分（処理残さ埋立量）については、廃棄物種類ごとに、埋立処分（焼却残さ）については合計を、各プロセスに投入した年間量（t）を入力してください。埋立処分（焼却残さ）の廃棄物種類別の量は自動計算されます。

#### 4.資源化量（1～4.原価計算.xls、4.sheet）

##### (1)指定法人への引渡量

- ・資源化後の資源物を指定法人に引き渡している品目について、品目別の引渡量（小規模事業者分含む）を入力してください。

##### (2)民間事業者への引渡量のうち、家庭系資源の量

- ・資源化後の資源物を民間事業者に引き渡している品目について、品目毎の引渡量（小規模事業者分含む）のうち、家庭系由来の資源の量を入力してください。

##### (3)民間事業者への引渡量のうち、事業系資源の量

- ・資源化後の資源物を民間事業者に引き渡している品目について、品目毎の引渡量（小規模事業者分含む）のうち、事業系由来の資源の量を入力してください。

##### (4)引渡時の支払額

- ・資源化後の資源物を指定法人もしくは民間事業者に引き渡している品目について、品目毎の支払い額を入力してください。
- ・民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担している場合は、輸送費の負担額も含めた金額を入力してください。
- ・なお、有償のケースと逆有償のケースがある資源については、相殺せずに、逆有償分をこの入力欄に入力してください。
- ・また、「⑲その他資源」に該当する金属くずなどで、複数の売却単価が存在する場合は、「⑲その他資源」に該当する資源物のうち、逆有償分をこの入力欄に入力してください。

##### (5)引渡時の売却額

- ・資源化後の資源物を民間事業者に引き渡している品目について、品目毎の売却額を入力してください。
- ・民間事業者に引き渡す際、輸送費を別途、負担している場合は、輸送費の負担額も含めた金額を入力してください。
- ・なお、有償のケースと逆有償のケースがある資源については、相殺せずに、有償分をこの入力欄に入力してください。
- ・また、「⑲その他資源」に該当する金属くずなどで、複数の売却単価が存在する場合は、「⑲その他資源」に該当する資源物のうち、有償分をこの入力欄に入力してください。

## 5.収集運搬部門（5.原価計算.xls）

### 5. 1 委託・一部事務組合 ～ 委託区分、作業内容、委託料等 ～（5.1.sheet）

- ★収集運搬作業を委託している品目について、品目ごとの委託費を計算するための項目です。「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」で、委託収集運搬を行っているとは回答した品目について、ご回答ください。
- ★収集運搬を委託している品目がない場合、5.1～5.2の回答は不要です。5.3にお進みください。
- ★収集運搬作業と資源化作業を一括して同一業者に委託している場合は、5.1～5.2にご回答ください。
- ★一部事務組合等に負担金を支払っており、近隣市町村での発生分も含めて、一部事務組合が収集運搬を実施している場合も、委託として5.1～5.2にご回答ください。

#### (1)廃棄物種類

- ・収集運搬委託について、委託区分毎に対象品目の欄に「1」を入力してください。なお、委託区分とは、委託費を把握できる最小単位を指します。異なる事業者に委託している品目は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例1参照）。
- ・複数品目を同一業者に一括して委託しているが、品目によって委託契約が分かれている場合や、品目毎の委託費を把握している場合は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例2参照）。
- ・複数品目を同一業者に一括して委託しており、委託費も一括して支払っている場合（品目毎の委託費を把握していない場合）は、同一の委託区分として同一行に「1」を入力してください（例3参照）。
- ・一つの品目の収集運搬作業を複数の事業者に委託している場合や、収集運搬作業のみを委託している部分と収集運搬と中間処理を一括委託している部分がある場合など、一つの品目で、委託形態が複数ある場合は、複数行に分けて「1」を入力してください。
- ・一つの品目の収集運搬で、直営の部分と委託の部分の両方がある場合、委託の部分についてのみ5.1～5.2に入力し、直営については、5.3以降のシートに入力してください。

<例1> 燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬を別々の事業者委託している場合

燃やすごみはA事業者委託

燃やさないごみはB事業者委託

		(1)																			
		廃棄物種類																			
積載区分		① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑳ その他の資源ごみ	
		1	1																		
	2																				

<例2> 燃やすごみと燃やさないごみを同一の事業者委託しており、

① 燃やすごみと燃やさないごみの委託費をそれぞれ把握している場合

		(1)																			
		廃棄物種類																			
積載区分		① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑳ その他の資源ごみ	
		1	1																		
	2																				



<例3> 燃やすごみと燃やさないごみを同一の事業者へ委託しており、

② 燃やすごみと不燃ごみの委託費を別々に把握していない場合

**燃やすごみと燃やさないごみの  
委託費 ▲▲円/年**

		(1)																			
		廃棄物種類																			
積載区分		① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑳ その他の資源ごみ	㉑ その他のごみ
		1	1	1																	
	2																				

(2)委託費総額もしくは組合負担金支払額

- ・ (1)で「1」を入力した委託区分毎に、年間の委託費総額を入力してください。
- ・ 一部事務組合が、近隣市町村の分も合わせて収集運搬しており、貴市町村は一部事務組合に負担金を支払っているという場合、組合へ支払っている負担金額を委託費総額の欄に入力してください。

**5. 2 委託・一部事務組合 ～ 委託量 ～ (5. 2. sheet)**

(1)委託量もしくは組合による収集運搬量

- ・ 5.1(1)で「1」を入力した委託区分ごとの廃棄物種類が「5.1(1)」欄に自動的に表示されています。
- ・ 委託区分毎に年間委託量もしくは組合による収集運搬量（積載時に含まれる異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ・ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して収集運搬しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての収集量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体としての量」という列に「1」を入力してください。

(2)資源売却益を受領

- ・ 中間処理（資源化）や最終処分も含めて、同一業者に委託している場合（5.1(2)で②を選択した場合）、中間処理・資源化後の資源売却益を貴市町村が受け取っている場合は、「1」

を入力してください。

(3)委託事業者名もしくは組合名

- ・5.1(1)で「1」を入力した委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。
- ・事業者名は固有名詞である必要はありません。事業者の違いが特定できるよう、イニシャル等で入力しても結構です。

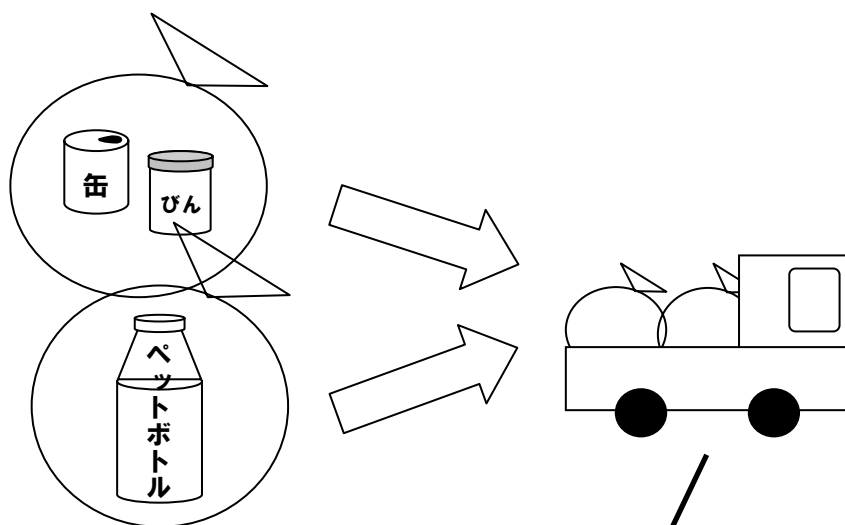
**5. 3 直営 ～ 積載区分、積載量、利用車種 ～ (5.3. sheet)**

★直営収集運搬において、複数品目をまとめて同じ車両に積載（混載）している場合の、品目ごとの費用を計算するために必要な項目です。「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」で、直営収集運搬を行っているとは回答した品目について、ご回答ください。

(1)廃棄物種類

- ・積載区分毎に、対象品目に「1」を入力してください（2.の回答に応じて、あらかじめ対象品目名が表示されています）。
- ・積載区分とは、同じ収集車両に積載する区分を指します。したがって、住民の方が排出する際の分別区分が異なる品目であっても、同時に同じ車両に混載して収集運搬する場合は、同じ積載区分としてください（例1参照）。

<例1>缶とびんが入った袋とペットボトルが入った袋を、同時に同じ車両で収集する場合



		(1)																			
		廃棄物種類																			
積載区分		① 燃やすごみ	② 燃やさないごみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	⑦ 茶色のガラス製の容器	⑧ その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	⑩ ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑫ プラスチック製容器包装	⑬ 紙製容器包装	⑭ 紙パック	⑮ 段ボール	⑯ 古紙	⑰ 古布	⑱ 生ごみ	⑳ その他の資源ごみ	㉑ その他のごみ
	1					1	1	1	1	1	1										
2																					

※ 排出時の分別区分が別であっても同じ車両に混載していれば同じ積載区分となります。

### (2)積載量

- ・(1)で「1」を入力した積載区分毎の年間積載量（積載時に含まれる異物や水分等も含めた重量）を入力してください。

### (3)利用車種

- ・積載区分毎に、主に利用している車両の種類を以下の①～④より 1 つ選択し、該当するセルに「1」を入力してください。

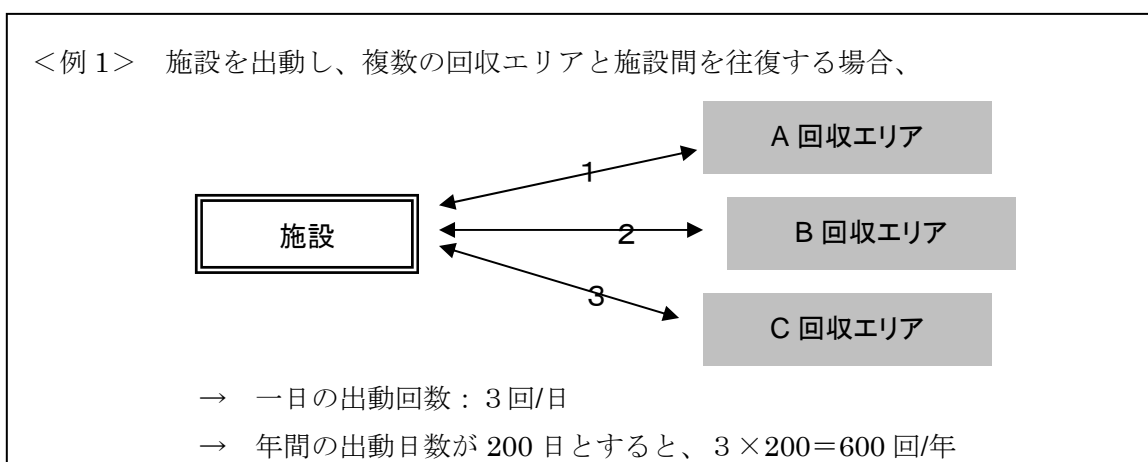
- ①パッカー車（回転板を搭載した車両が該当する（車内でのプレスは行わない））
- ②平ボディ（トラックやワンボックス、ダンプ車が該当する）
- ③プレス車（処理機搭載型収集車など車内でプレス・破碎・押込み等が可能な車両が該当する）
- ④その他の車両

- ・一つの積載区分において、複数の車両を併用している場合は、主に利用している車両のみに「1」を入力してください。

#### 5. 4 直営 ～ 収集運搬している場合の費用 ～ (5.4.sheet)

##### (1)廃棄物種類／当該積載区分での収集運搬車両の出動回数

- ・5.3(1)で「1」を入力した積載区分ごとの廃棄物種類が「5.3(1)」欄に自動的に表示されています。
- ・積載区分毎に年間の出動回数を入力してください。
- ・出動回数とは、車庫や積み替え施設等の基地から出動し、複数の回収拠点を巡回し、処理・処分施設や資源化施設などに搬入する回数を指します。
- ・積み替え施設等の中継地点がある場合は、回収拠点とそれら施設間の往復回数としてください (例1 参照)。



##### (2)出動一回あたりの所要時間

- ・積載区分毎に出動一回あたりの平均的な所要時間（出動～回収～資源化施設・積替施設等に搬入）を入力してください。
- ・例えば、1時間半の場合は1.5、1時間45分の場合は1.75と入力してください。

##### (3)乗車人数

- ・積載区分毎に、出動時の一台あたりの平均乗車人数を入力してください（雇い上げの人数も含む）。
- ・例えば、収集日や車両によって、乗車人数が異なる場合は、平均的な乗車人数（小数点での入力でも結構です）を入力してください

##### (4)うち、雇上乘車人数

- ・積載区分毎に、(3)平均乗車人数のうちの、雇い上げの乗車人数を入力してください。
- ・(1)～(4)のデータをもとに、収集運搬作業にかかる稼働時間（時/年）およびのべ稼働時間

(人・時/年) が算出され、自動的に表示されます。

## 5.5 直営 ～ 車両・施設以外に係る物件費のうち特定の廃棄物種類に係る物件費(コンテナ等) ～ (5.5.sheet)

### (1)廃棄物種類

- ・コンテナや重袋、ネット袋など(以下、コンテナ等)の利用区分(コンテナ等の種類)ごとの廃棄物種類に「1」を入力してください。

### (2) (コンテナ等の) 利用有無

- ・収集時に繰り返し利用するコンテナ等の利用状況を積載区分毎に「1」を入力してください。

①利用あり

②利用なし

★以下(2)～(5)、5.6 は、コンテナ等を利用している場合((1)の利用有無で①に「1」を入力した場合)のみ、ご回答ください。コンテナ等を利用していない場合((1)の利用有無で②に「1」を選択した場合)は、5.7にお進みください。

### (3)コンテナ等の利用数量

- ・積載区分毎に、コンテナ等の利用数量を入力してください。

### (4)コンテナ等の購入価格

- ・積載区分毎に、コンテナ等の一個当たりの購入価格を入力してください。
- ・全ての積載区分で同様のコンテナ等を利用しているという場合は、同じ金額を各積載区分に入力してください。

### (5)コンテナ等の想定耐用年数

- ・積載区分毎に、利用しているコンテナ等の平均的な利用年数を想定耐用年数として入力してください。
- ・(3)～(5)のデータをもとに、コンテナ等の減価償却費が計算され、自動的に表示されます。

### (6)コンテナ等の特定の廃棄物種類に係る物件費

- ・初期導入等で大量にコンテナ等を購入した場合には、想定耐用年数で購入費総額を除し、コンテナ等の物件費としてください。[(6)=(3)×(4)÷(5)]
- ・コンテナ導入から年数が経過し、破損品の交換等に係る購入費だけが発生する場合には、

直接当該金額を直接記入してください。

## 5. 6 直営 ～ コンテナ等の配布状況 ～ (5.6.sheet)

### (1)廃棄物種類

- ・コンテナ等を同時に配布している廃棄物種類について、同じ行に「1」を入力してください。

### (2)配布車両（コンテナ等の配布方法）

- ・コンテナ配布区分毎に、コンテナ等の配布に使用する配布車両として、当てはまるものに「1」を入力してください。

- ①平ボディ
- ②その他の車両

### (3)コンテナ等配布に係る委託料

- ・コンテナ等の配布を外部へ委託している場合、委託料を記入してください。

### (4)コンテナ等の配布のための年間出動回数

- ・コンテナ等の配布のために、別途出動している場合、年間出動回数を入力してください。

### (5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所要時間

- ・コンテナ等の配布のために、別途出動している場合、出動1回当たりの平均所要時間を入力してください。
- ・例えば、1時間15分の場合は「1.25」と入力してください。

### (6)コンテナ等配布出動時における乗車人数

- ・コンテナ等の配布のために、別途出動している場合、出動時における一台当たり平均乗車人数を入力してください（雇い上げの人数も含む）。
- ・例えば、収集日や車両によって、乗車人数が異なる場合は、平均的な乗車人数（小数点での入力でも結構です）を入力してください。

### (7)うち、雇上乘車人数

- ・積載区分毎に、(6)の乗車人数のうちの、雇い上げの乗車人数を入力してください。
- ・(4)～(7)のデータをもとに、コンテナ等の配布作業にかかる稼働時間（時/年）およびのべ稼働時間（人・時/年）が算出され、自動的に表示されます。

## 5.7 直営 ～ 参考情報 ～ (5.7.sheet)

原価計算の結果には、直接影響しませんが、計算された原価等を分析する際に参考となる指標です、可能な限り、データを入力してください。

### (1)収集頻度

- ・ 5.3(1)で「1」を入力した積載区分が「5.3(1)」欄に自動的に表示されています。
- ・ 排出区分毎の1ヶ月あたりの収集頻度を入力してください。
- ・ 収集頻度とは、住民がステーションなどの回収拠点にごみを出すことができる回数を指します。例えば、1ヶ月に1回の場合は、1回/月、1週間に1回の場合は、4回/月と入力してください。
- ・ ただし、公共施設などに設置されており、常時、持ち込みが可能な回収拠点での回収は除いてご回答ください。

### (2)出動一回あたりの走行距離

- ・ 積載区分毎に、出動時における平均的な走行距離を入力してください。

### (3)収集方式

- ・ 積載区分毎に、収集方式として当てはまるものに「1」を入力してください。
- ・ 複数の方式を併用している場合は、当てはまるもの全てに「1」を入力してください。
  - ①ステーション回収（一定区間ごとに設置された回収拠点に排出された廃棄物や資源物を定期的に回収する制度のこと（燃やすごみや燃やさないごみの回収で一般的に導入されている）
  - ②各戸回収（個々の住宅から個別に廃棄物や資源物を回収する制度のこと）
  - ③拠点回収（公共施設などに常時、設置された回収拠点から廃棄物や資源物を回収する制度のこと（乾電池や蛍光灯などの回収で導入されるケースがある）

### (4)合計拠点数

- ・ 回収拠点の合計数（(3)の①～③の合計）を入力してください。

### (5)車両の最大積載量

- ・ 積載区分毎に、収集車両の規格として表示されている最大積載量を入力してください。
- ・ 積載量が異なる複数の車両を併用している場合は、平均的な積載量（小数点での入力でも結構です）を入力してください。

### (6)車両の最大積載容量

- ・ 積載区分毎に、収集車両の規格として表示されている積載可能な容量を入力してください。

い。

- ・積載容量が異なる複数の車両を併用している場合は、平均的な積載容量（小数点での入力でも結構です）を入力してください。

## 5. 8 直営 ～ 車両に係る物件費① ～ (5.8.sheet)

★直営の収集車両にかかる費用を計算するために必要な項目です。「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」で、直営収集を行っている回答した品目の収集車両について、ご回答ください。

### (1)収集運搬車両台数

- ・収集車両の台数を車種別に、保有、リース・レンタル、雇い上げに分けて入力してください。
- ・予備車両やコンテナ等を配布する際に利用する車両なども含めた台数としてください。ただし、減価償却中の車両に限ります。

### (2)車両購入費総額（全車両の合計）

- ・保有している収集車両（(1)で台数を入力した全車両）について、車種別に購入費総額を入力してください。

### (3)耐用年数

- ・保有している収集車両（(1)で台数を入力した全車両）について、車種別に耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。
- ・(2)、(3) のデータをもとに、保有車両の減価償却費が計算され、自動的に表示されます。

### (4)車両に係る物件費：リース・レンタル費用総額（全車両の合計）

- ・収集車両（(1)で台数を入力した全車両）の車種別に、年間のリース・レンタル費の総額を入力してください。

### (5)車両に係る物件費：雇い上げ費用総額（全車両の合計）

- ・収集車両（(1)で台数を入力した全車両）の車種別に、年間の雇い上げ費用の総額を入力してください。



(6)車両に係る物件費：車両の減価償却費

- ・(2)および(3)で入力した内容から車両に係る減価償却費が自動計算・表示されます。

## 5. 9 直営 ～ 車両に係る物件費② ～ (5.9.sheet)

(1)車両に係る物件費：燃料費総額

- ・収集車両（5.8(1)で台数を入力した全車両）の車種別に、年間燃料費の総額を入力してください。
- ・リース・レンタルもしくは雇い上げの車両で、リース・レンタル費や雇い上げ費用に燃料費が含まれている場合は、ゼロ円としてください。

(2)車両に係る物件費：維持補修費

- ・収集車両（5.8(1)で台数を入力した全車両）の車種別に、年間維持補修費の総額を入力してください。
- ・維持補修費用には、車両を維持していく上で、年間で必要となる費用（修繕費、保険料、自動車重量税、洗車費用等）が含まれます。
- ・リース・レンタルもしくは雇い上げの車両で、リース・レンタル費や雇い上げ費用に維持補修費が含まれている場合は、維持補修費をゼロ円としてください。

(3)合計稼働時間

- ・収集車両（5.8(1)で台数を入力した全車両）の車種別に、年間の合計稼働時間（コンテナ等の配布作業にかかる時間も含める）を入力してください。

## 5. 10 直営 ～ 人件費 ～ (5.10.sheet)

(1)収集作業員の人数

- ・直営収集運搬における作業員数を「自治体正職員」と「臨時職員等」に分けて、入力してください。
- ・自治体正職員以外のシルバー人材（定年退職後に再雇用している人員を含む）、パート、アルバイト等は、全て「臨時職員等」としてカウントしてください。
- ・ただし、シルバー人材、パート、アルバイト等であっても、自治体正職員と同等の給与および退職金を受け取っている人員は、「自治体正職員」としてカウントしてください。
- ・また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。
- ・貴市町村が保有する施設内において、民間事業者が作業・運営している場合、民間事業者の人員は含めないでください。民間事業者の作業委託費は「5.11 (4)特定施設に係る物件費（維持補修費、運転業務等委託料等）」に含めてご回答ください。

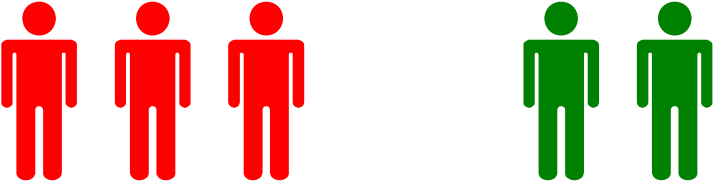
(2)収集作業人員の person fee total

- ・各属性に該当する全人員の person fee total (employee allowance or common expense etc. included amount) please input.
- ・ただし、当該年度に発生した退職金は除いてください。

(3)合計労働時間

- ・各属性に該当する全人員の合計労働時間を入力してください (例 1 参照)。

<例 1> 2 人の自治体正職員が、それぞれ年間 2,000 時間労働、3 人の臨時職員が、それぞれ年間 1,000 時間労働した場合。



**3人の自治体正職員：年間 2,000 時間労働**      **2人の臨時職員：年間 1,000 時間労働**

→ **3人 × 2,000 時間 + 2人 × 1,000 時間 = 8,000 (時間/年)**

(4)合計労働時間に占める収集運搬時間の割合

- ・属性毎に、合計労働時間に占める出勤時間の割合 ((3)で入力した合計労働時間のうち、始業点検、準備体操、洗車、終業点検などを除いた、ごみ収集のために出勤している時間の割合) を入力してください。

(5)一人あたりの想定退職金支給額

- ・現在、就業している自治体正職員に対して支払われる一人あたりの想定退職金支給額を入力してください。

(6)退職金支給時における想定勤続年数

- ・現在、就業している自治体正職員の退職金支給時における想定勤続年数を入力してください。

**5. 11 直営 ~ 施設に係る物件費 (減価償却費等)、経費 ~ (5.11.sheet)**

(1)事業費総額

- ・中間処理・最終処分施設や資源化施設とは別に、積み替え施設や車庫など収集運搬に関

連する付帯施設を保有している場合に、当該施設の事業費を入力してください。

- ・事業費には、当該施設の土地所得や土地造成等に要した費用や設計費、基礎工事や施設の工事費、装置・重機等の購入費など、全て含めた金額を入力してください。
- ・なお、当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けた場合は、支出金を差し引く前の金額を入力してください。

## (2)事業費の内訳

- ・(1)で入力した事業費について、以下の①～⑤の割合をそれぞれ入力してください（合計欄が100%になるように入力してください）。
- ・当該費用がない場合は、0（%）としてください。
  - ①土地の取得費
  - ②施設の建設費
  - ③装置の購入費
  - ④重機の購入費
  - ⑤その他の費用（廃棄物処理事業に該当しない費用）

## (3)事業費のうち支出金

- ・当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ・また、支出金の種類として該当するものを1つ選択し、「1」を入力してください。
  - ①国庫支出金
  - ②都道府県支出金

## (4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、業務委託料等）

- ・当該施設を運営するにあたり、経年的に発生する維持補修費を入力してください。
- ・具体的には、装置や重機等のリース・レンタル費、燃料費、光熱費、上下水道費、修繕費、土地や装置・重機等の使用料・賃借料、防虫・防臭などの衛生管理に係る費用、排水処理費、作業の運営委託費（民間事業者の人件費等）、公債利子、補償・賠償金、施設からの搬出費などが該当します。
- ・装置や重機等の減価償却費は含めないでください。
- ・一部事務組合等が運営管理をしており、貴市町村はその使用料のみ支払っている場合、使用料は維持補修費に含めてください。

## (5)特定の施設に係る経費（公債利子等）

- ・特定の施設に係る経費（公債利子等）を入力してください。

(6)建設からの経過年数

- ・当該施設が建設されてからの経過年数を入力してください（小数点以下の入力も可能です）。

(7)施設の想定耐用年数

- ・施設の耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

(8)装置の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している装置の耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

(9)重機の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している重機の耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準としてください。

**5. 1 2 共通の物件費 (5.12 sheet)**

- ・収集運搬に係る物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料以外の物件費を入力してください。

**5. 1 3 共通の経費 (5.12 sheet)**

- ・「5. 1 1 (5) 特定の施設に係る経費（公債利子等）」で取り上げた施設特有の経費以外の経費で、収集運搬部門において共通的に発生する経費を入力してください。

## 6.中間処理・最終処分部門（6.原価計算.xls）

### 6. 1 委託・一部事務組合（6.1.sheet）

★中間処理・最終処分を委託している品目について、品目ごとの委託費を計算するための項目です。「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」で、中間処理・最終処分を委託していると回答した品目について、ご回答ください。

#### (1)廃棄物種類

- ・中間処理・最終処分委託の委託区分毎に対象品目の欄に「1」を入力してください（「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」の回答に応じて、あらかじめ対象品目名が表示されています）。
- ・委託区分とは、委託費を把握できる最小単位を指します（具体的な記入例については、5.1をご参照ください）。

#### (2)処理・処分方法

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に、中間処理・最終処分方法として以下の①～③のうち、当てはまるものに「1」を入力してください。
  - ①中間処理（焼却） ※熔融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。
  - ②中間処理（破碎）
  - ③埋立処分

#### (3)委託費総額もしくは組合への負担金支払額

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に、年間委託費総額もしくは組合への負担金支払額を入力してください。
- ・一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して処理・処分している場合、貴市町村が支払っている負担金額を委託費の欄に入力してください。

#### (4)委託量もしくは組合による処理・処分量

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に、年間委託量（処理前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ・一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して中間処理・最終処分しており、貴市町村分のみ把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての処理・処分量を入力してください。なお、その場合、「組合全体としての量」という行に「1」を入力してください。

(5)資源売却益を受理

- ・中間処理後の資源売却益を貴市町村が受け取っている場合は、「1」を入力してください。

(6)委託事業者名もしくは組合名

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。
- ・事業者名は固有名詞である必要はありません。事業者の違いが特定できるよう、イニシャル等で入力して頂いても結構です。

**6. 2 直営 ～ 施設の概要 ～ (6.2.sheet)**

(1)中間処理・最終処分施設の名称

- ・貴市町村が運営している中間処理・最終処分施設の名称を入力してください。

(2)廃棄物種類

- ・(1)で入力した施設毎に、取り扱い対象品目の欄に「1」を入力してください（「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」の回答に応じて、あらかじめ対象品目名が表示されています）。

(3)処理・処分方法

- ・(1)で入力した施設毎に、中間処理・最終処分方法として以下の①～③のうち、当てはまるものに「1」を入力してください。

①中間処理（焼却） ※溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。

②中間処理（破碎）

③埋立処分

(4)施設の処理・処分量

- ・(1)で入力した施設毎に、年間処理・処分量（処理前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。

**6. 3 直営 ～ 施設に係る物件費（減価償却費等）、経費 ～ (6.3.sheet)**

(1)事業費総額

- ・当該施設の事業費を入力してください。
- ・事業費には、当該施設の土地所得や土地造成等に要した費用や設計費、基礎工事や施設の工事費、施設建設時に購入した装置・重機等の購入費、展示室、研修室、再生品工房等、ごみ処理に直接関係しない費用など、全て含めた金額を入力してください。
- ・なお、当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けた場合は、支出金

を差し引く前の金額を入力してください。

- ・当該施設が、他の目的の施設（資源化施設など）と併設されており、受付や事務所などを共有している場合、それら共有部分に関する事業費は、両施設の専有面積で按分し、事業費に加算してください。

## (2)事業費の内訳

- ・(1)で入力した事業費について、以下の①～⑤の割合をそれぞれ入力してください（合計欄が100%になるように入力してください）。
- ・該当する費用がない場合は、0（%）としてください。
  - ①土地の取得費の割合
  - ②施設の建設費の割合
  - ③装置の購入費の割合
  - ④重機の購入費の割合
  - ⑤その他の費用の割合（廃棄物処理事業に該当しない費用）

## (3)事業費のうち支出金（国庫支出金、都道府県支出金）

- ・当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ・また、支出金の種類として該当するものを1つ選択し、「1」を入力してください。
  - ①国庫支出金
  - ②都道府県支出金

## (4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、運転業務委託料等）

- ・当該施設を運営するにあたり、経年的に発生する維持補修費を入力してください。
- ・具体的には、土地の賃借料、装置や重機等のリース・レンタル費、燃料費、光熱費、上下水道費、修繕費、使用料・賃借料、防虫・防臭などの衛生管理に係る費用、排水処理費、残渣処分費、作業の運営委託費（民間事業者の人件費等）などが該当します。
- ・ただし、装置や重機等の減価償却費、公債利子、補償・賠償金は含めないでください。

## (5)特定の施設に係る経費（公債利子等）

- ・当該施設に関する経費（公債利子等）を入力してください。

## (6)建設からの経過年数

- ・当該施設が建設されてからの経過年数を入力してください（小数点以下の入力も可能です）。

#### (7)施設の想定耐用年数

- ・施設の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。
- ・最終処分場の減価償却を生産高比例法により算定する場合には、以下の式によって算定される仮想耐用年数を想定耐用年数として入力してください。なお、総埋立量の単位と算定対象年度における埋立量の単位は統一してください。また、仮想耐用年数は算定年度ごとに算定する必要があります。

$$\text{仮想耐用年数 [年]} = \frac{\text{当該最終処分場における総埋立量 [m}^3\text{またはt]}}{\text{当該最終処分場での算定対象年度における埋立量 [m}^3\text{/年またはt/年]}}$$

#### (8)装置の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している装置の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

#### (9)重機の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している重機の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

### 6. 4 直営 ～ 人件費 ～ (6.4.sheet)

以下の項目は施設ごとに入力してください。

#### (1)人員数

- ・当該施設における作業人員数および管理・保守点検・事務等の人員を、属性別（自治体正職員、臨時職員等）に入力してください。
- ・作業と管理・保守点検・事務等を兼務している人員については、概ねの業務時間で按分してください（例えば、業務時間のうち、80%は作業に従事し、残りの 20%は管理等を行っている場合、作業人員として 0.8 人、管理・保守点検・事務等の人員として 0.2 人とカウントしてください。少数点以下の入力も可能です）。
- ・自治体正職員以外のシルバー人材（定年退職後に再雇用している人員を含む）、パート、アルバイト等は、「臨時職員等」としてカウントしてください。



- ・ただし、シルバー人材、パート、アルバイト等であっても、自治体正職員と同等の給与および退職金を受け取っている人員は、「自治体正職員」としてカウントしてください。
- ・また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。
- ・貴市区町村が保有する施設内において、民間事業者が作業・運営している場合、民間事業者の人員は含めないでください。民間事業者の作業委託費は6.3(4)維持補修費に含めてご回答ください。

## (2)人件費総額

- ・各属性に該当する全人員の人件費総額（職員手当や共済費等も含めた金額）を入力してください。
- ・ただし、当該年度に発生した退職金は除いてください。

## (3)合計労働時間

- ・各属性に該当する全人員の合計労働時間を入力してください（具体的な記入例については、「5. 10 (3) 合計労働時間」参照）。

## (4)一人あたりの想定退職金支給額

- ・現在、就業している自治体正職員に対して支払われる一人あたりの想定退職金支給額を入力してください。

## (5)退職金支給時における想定勤続年数

- ・現在、就業している自治体正職員の退職金支給時における想定勤続年数を入力してください。
- ・(4)と(5)のデータをもとに、退職給付引当金が計算され、自動的に表示されます。

## 6. 5 直営 ～ 追加投資 ～ (6.5.sheet)

以下の項目は施設ごとに入力してください。

### (1)追加購入・導入からの経過年数

- ・当該施設において、稼動後に6.3(1)で入力した事業費に含まれない装置や重機、設備等の購入、改良、新規設備の導入などがある場合は、それらの購入もしくは導入からの経過年数を入力してください。
- ・具体的には、ダイオキシン類対策設備等の導入などが該当します。

## (2)追加投資金額

- ・(1)で入力した装置や重機、設備等の追加購入もしくは導入による歳出額を入力してください。
- ・なお、国庫支出金や都道府県支出金を受けた場合は、支出金を差し引く前の金額を入力してください。

## (3)支出金額（国庫支出金、都道府県支出金）

- ・(1)で入力した装置や重機、設備等の追加購入もしくは導入に対して、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ・また、支出金の種類として該当するものを一つ選択し、「1」を入力してください。
  - ①国庫支出金
  - ②都道府県支出金

## (4)想定耐用年数

- ・(1)で入力した追加購入もしくは導入した装置や重機、設備等の耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

## 6. 6 共通の物件費（6.6 sheet）

- ・中間処理・最終処分に係る物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料以外の物件費を入力してください。

## 6. 7 共通の経費（6.6 sheet）

- ・「6. 3 (5) 特定の施設に係る経費（公債利子等）」で取り上げた施設特有の経費以外の経費で、中間処理部門および最終処分部門において共通的に発生する経費を入力してください。

## 7.資源化部門（7.原価計算.xls）

### 7. 1 委託・一部事務組合（委託料）（7.1 sheet）

★資源化を委託している品目について、品目ごとの委託費を計算するための項目です。「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」で、資源化を委託していると回答した品目について、ご回答ください。

#### (1)廃棄物種類

- ・資源化委託について、委託区分毎に対象品目を「1」を入力してください（「1～4.原価計算.xls」のシート「2.」の回答に応じて、あらかじめ対象品目名が表示されています）。
- ・委託区分とは、委託費を把握できる最小単位を指します（具体的な記入例については、5.1をご参照ください）。

#### (2)委託費総額もしくは組合への負担金支払額

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に、年間委託費総額もしくは組合への負担金支払額を入力してください。
- ・一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して資源化している場合、貴市町村が支払っている負担金額を委託費の欄に入力してください。

#### (3)委託量もしくは組合による資源化量

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に、年間委託量（資源化前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ・一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して資源化しており、貴市町村分のみ把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての資源化量を入力してください。なお、その場合、「組合全体としての量」という行に「1」を入力してください。

#### (4)資源売却益を受理

- ・資源化後の資源売却益を貴市町村が受け取っている場合は、「1」を入力してください。

#### (5)委託事業者名もしくは組合名

- ・(1)で「1」を入力した委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。
- ・事業者名は固有名詞である必要はありません。事業者の違いが特定できるよう、イニシャル等で入力して頂いても結構です。

## 7. 2 直営 ～ 施設の概要 ～ (7.2 sheet)

### (1)施設の名称

- ・貴市町村が運営している資源化施設の名称を入力してください。

### (2)対象物

- ・(1)で入力した施設毎に、取り扱い対象品目について「1」を入力してください（「1～4. 原価計算.xls」のシート「2.」の回答に応じて、あらかじめ対象品目名が表示されています）。

## 7. 3 直営 ～ 事業費 ～ (7.3 sheet)

### (1)事業費総額

- ・当該施設の実業費を入力してください。
- ・事業費には、当該施設の土地所得や土地造成等に要した費用や設計費、基礎工事や施設の工事費、施設建設時に購入した装置・重機等の購入費、展示室、研修室、再生品工房等、ごみ処理に直接関係しない費用など、全て含めた金額を入力してください。
- ・なお、当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けた場合は、支出金を差し引く前の金額を入力してください。
- ・当該施設が、他の目的の施設（処理・処分施設など）と併設されており、受付や事務所などを共有している場合、それら共有部分に関する事業費は、両施設の専有面積で按分し、事業費に加算してください。

### (2)事業費の内訳

- ・(1)で入力した事業費について、以下の①～⑤の割合をそれぞれ入力してください（合計欄が100%になるように入力してください）。
- ・該当する費用がない場合は、0%としてください。
  - ①土地の取得費の割合
  - ②施設の建設費の割合
  - ③装置の購入費の割合
  - ④重機の購入費の割合
  - ⑤その他の費用の割合（廃棄物処理事業に該当しない費用）

### (3)事業費のうち支出金（国庫支出金、都道府県支出金）

- ・当該施設の建設にあたり、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ・また、支出金の種類として該当するものを1つ選択し、「1」を入力してください。

- ①国庫支出金
- ②都道府県支出金

(4)特定の施設に係る物件費（維持補修費、運転業務委託料等）

- ・当該施設を運営するにあたり、経年的に発生する維持補修費を入力してください。
- ・具体的には、土地の賃借料、装置や重機等のリース・レンタル費、燃料費、光熱費、上下水道費、修繕費、使用料・賃借料、防虫・防臭などの衛生管理に係る費用、排水処理費、残渣処分費、作業の運営委託費（民間事業者の人件費等）などが該当します。
- ・ただし、装置や重機等の減価償却費、公債利子、補償・賠償金は含めないでください。

(5)特定の施設に係る経費（公債利子等）

- ・当該施設に関する経費（公債利子等）を入力してください。

(6)建設からの経過年数

- ・当該施設が建設されてからの経過年数を入力してください（小数点以下の入力も可能です）。

(7)施設の想定耐用年数

- ・施設の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

(8)装置の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している装置の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

(9)重機の想定耐用年数

- ・当該施設で利用している重機の想定耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

## 7. 4 直営 ～ 人件費 ～ (7.4 sheet)

以下の項目は施設ごとに入力してください。

(1)人員数

- ・当該施設における作業人員数および管理・保守点検・事務等の人員を、属性別（自治体正職員、臨時職員）に入力してください。
- ・作業と管理・保守点検・事務等を兼務している人員については、概ねの業務時間で按分してください（例えば、業務時間のうち、80%は作業に従事し、残りの20%は管理等を行っている場合、作業人員として0.8人、管理・保守点検・事務等の人員として0.2人とカウントしてください。少数点以下の入力も可能です）。
- ・自治体正職員以外のシルバー人材（定年退職後に再雇用している人員を含む）、パート、アルバイト等は、「臨時職員等」としてカウントしてください。
- ・ただし、シルバー人材、パート、アルバイト等であっても、自治体正職員と同等の給与および退職金を受け取っている人員は、「自治体正職員」としてカウントしてください。
- ・また、一般庁舎ではない収集基地や積替施設などに就業している管理職・事務職も含めた人数としてください。
- ・貴市区町村が保有する施設内において、民間事業者が作業・運営している場合、民間事業者の人員は含めないでください。民間事業者の作業委託費は「7. 3 (4)特定施設に係る物件費（維持補修費、運転業務等委託料等）」に含めてご回答ください。

## (2)人件費総額

- ・各属性に該当する全人員の人件費総額（職員手当や共済費等も含めた金額）を入力してください。
- ・ただし、当該年度に発生した退職金は除いてください。

## (3)合計労働時間

- ・各属性に該当する全人員の合計労働時間を入力してください（具体的な記入例については、「5. 10 (3) 合計労働時間」参照）。

## (4)一人あたりの想定退職金支給額

- ・現在、就業している自治体正職員に対して支払われる一人あたりの想定退職金支給額を入力してください。

## (5)想定勤続年数

- ・現在、就業している自治体正職員の退職金支給時における想定勤続年数を入力してください。
- ・(4)と(5)のデータをもとに、退職給付引当金が計算され、自動的に表示されます。

## 7. 5 直営 ～ 施設に係る物件費（追加投資等） ～（7.5 sheet）

以下の項目は施設ごとに入力してください。

### (1)追加購入・導入からの経過年数

- ・当該施設において、稼動後に「7. 3 (1) 事業費」で入力した事業費に含まれない装置や重機、設備等の購入、改良、新規設備の導入などがある場合は、それらの購入もしくは導入からの経過年数を入力してください。

### (2)追加投資額

- ・(1)で入力した装置や重機、設備等の追加購入もしくは導入による歳出額を入力してください。
- ・なお、国庫支出金や都道府県支出金を受けた場合は、支出金を差し引く前の金額を入力してください。

### (3)支出金（国庫支出金、都道府県支出金）

- ・(1)で入力した装置や重機、設備等の追加購入もしくは導入に対して、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ・また、支出金の種類として該当するものを一つ選択し、「1」を入力してください。
  - ①国庫支出金
  - ②都道府県支出金

### (4)想定耐用年数

- ・(1)で入力した追加購入もしくは導入した装置や重機、設備等の耐用年数を入力してください。
- ・耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とします。

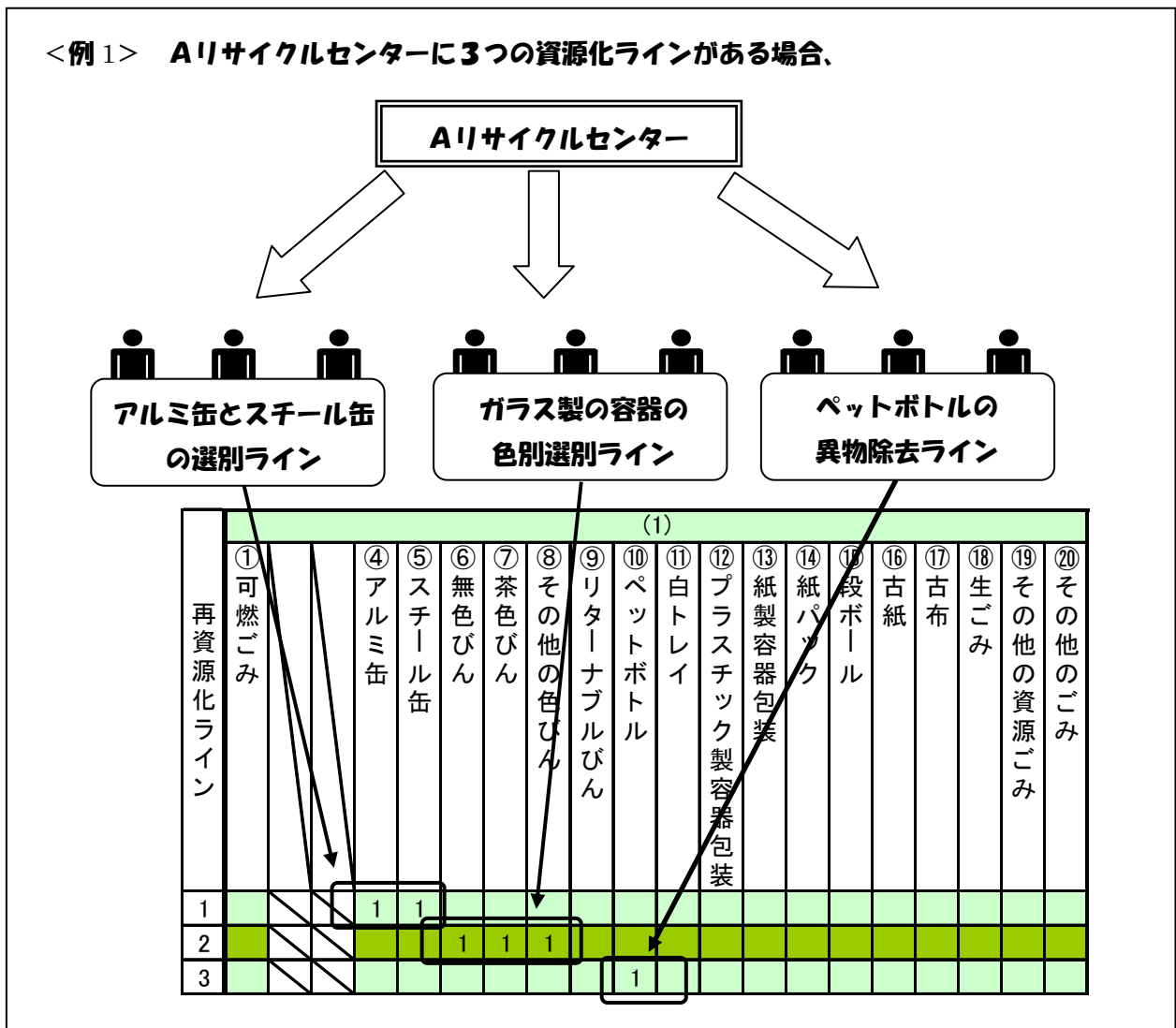
## 7. 6 直営 ～ 資源化ライン ～（7.6 sheet）

以下の項目は施設ごとに入力してください。

### (1)対象品目

- ・当該施設における資源化ライン毎の対象品目の欄に「1」を入力してください。
- ・資源化ラインとは、選別や異物除去を行うラインを指します。資源化ラインが複数ある場合は、複数行に分けて回答してください（例 1 参照）。

<例 1> Aリサイクルセンターに3つの資源化ラインがある場合、



(2)稼働時間

- ・(1)で「1」を入力した各資源化ラインについて、稼働時間を入力してください。

(3)のべ稼働時間

- ・(1)で「1」を入力した各資源化ラインについて、のべ稼働時間を入力してください。
- ・のべ稼働時間とは、作業人数（人）×稼働時間（時/年）であり、例えば、2名の作業員がそれぞれ年間 1,000 時間作業している場合、年間のべ稼働時間は、2,000（人・時/年）（ $=2 \times 1,000$ ）となります。

(4)年間投入量

- ・(1)で「1」を入力した各資源化ラインについて、ライン毎の年間投入量を入力してください。
- ・ただし、破袋や粗選別工程で除外した異物や水分も含めた量としてください。



#### (5)年間搬出量

- ・(1)で「1」を入力した各資源化ラインについて、ライン毎の年間搬出量を入力してください。

### 7. 7 共通の物件費 (7.7 sheet)

- ・中間処理・最終処分に係る物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料以外の物件費を入力してください。

### 7. 8 共通の経費 (7.7 sheet)

- ・「7. 3 (5) 特定の施設に係る経費 (公債利子等)」で取り上げた施設特有の経費以外の経費で、収集運搬部門において共通的に発生する経費を入力してください。

## 8. 管理部門 (8~11.原価計算.xls、8.sheet)

### (1)人員数

- ・廃棄物行政に携わる管理部門の職員の人数を属性毎 (担当職員、兼務職員、管理職員) に入力してください。
- ・担当職員とは、廃棄物関連業務を主な担当業務としている職員を指します。
- ・兼務職員とは、廃棄物関連業務以外の業務にも従事している職員を指します。
- ・管理職員とは、部長級以下の管理業務を行っている職員とします。

### (2)人件費総額

- ・各属性に該当する全人員の人件費総額 (職員手当や共済費等も含めた金額) を入力してください。

### (3)一人あたりの想定退職金支給額

- ・現在、就業している自治体正職員に対して支払われる一人あたりの想定退職金支給額を入力してください。

### (4)想定勤続年数

- ・現在、就業している自治体正職員の退職金支給時における想定勤続年数を入力してください。
- ・(3)、(4)のデータをもとに、退職給付引当金繰入額が計算され、自動的に表示されます。

#### (5)兼務職員の作業時間割合

- ・兼務職員について、全勤務時間に占める廃棄物関連業務の従事時間の割合とその他業務の従事時間の割合をそれぞれ入力してください（足して100%になるように入力してください）。
- ・個々の人員でばらつきがある場合は、全ての兼務職員の平均的な割合としてください。

#### (6)管理職員の配下人員の人数割合

- ・管理職員について、管理対象である配下職員数に占める廃棄物関連業務の従事職員数の割合とそれ以外の職員数の割合を入力してください（足して100%になるように入力してください）。
- ・個々の人員でばらつきがある場合は、全ての管理職員の平均的な割合としてください。

#### (7)物件費

- ・管理部門における物件費（収集ステーションの維持補修費など）を項目名と共に入力してください。

#### (8)経費

- ・管理部門における経費（公債費（利子分）、借入金支払利息など）を入力してください。

#### (9)収益

- ・管理部門における収益（近隣市町村からの受託収入、その他の業務収益（売電収入等）など）を入力してください。また、その他の業務収益の具体的内容も入力してください。

### 9. 集団回収（8～11.原価計算.xls、9.sheet）

#### (1)廃棄物種類（集団回収の対象品目）

- ・集団回収を実施している品目を集団回収区分（集団回収に係る費用（経常移転支出：助成金や奨励金、支援金等）を区別できる単位）ごとに、廃棄物種類を選択し「1」を入力してください。

#### (2)集団回収量

- ・「3. (4)集団回収量」で入力した量が反映されるので、入力の必要はありません。

#### (3)集団回収に係る費用（経常移転支出：助成金や奨励金、支援金等）

- ・集団回収について、自治会やPTA等に対し、助成金や奨励金、支援金等の経済的インセンティブを付与している場合、その年間総額を(1)で入力した行ごとに入力してください。

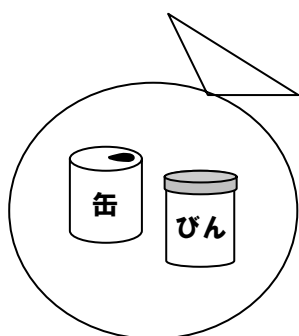
- ・ 集団回収を実施していても、助成金等を支給していない場合、(3)は空欄で結構です。

## 10. 有料化の実施状況 (8~11.原価計算.xls、10.sheet)

### (1) 廃棄物種類 (排出区分)

- ・ 排出区分毎に該当する品目に「1」を入力してください。
- ・ 排出区分とは、住民がごみを排出する際に、ひとまとめにする区分 (同じ袋や同じ回収ボックスに入れる区分、一緒に紐などでまとめる区分など) を指します。
- ・ 収集日が同じであっても、排出時に別々のコンテナへ入れるよう指示している場合は、異なる排出区分となります。

**<例> 缶とびんは同じ袋に入れて排出できるが、ペットボトルは別の袋に入れて排出することになっている場合**



**排出区分1** : 缶、びん



**排出区分2** : ペットボトル

		(1) 廃棄物種類																			
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	アルミ缶	スチール缶	無色びん	茶色びん	その他の色びん	リターナブルびん	ペットボトル	白トレイ	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	紙パック	段ボール	古紙	古布	生ごみ	その他資源	その他のごみ
1					1	1	1	1	1												
2											1										

## (2)収集頻度

- ・(1)で「1」を入力した排出区分毎の収集頻度を入力してください。

## (3)指定袋等の利用有無

- ・貴市町村における指定の有料ごみ袋や有料シールの利用などの導入状況として、排出区分毎に当てはまる方に「1」を入力してください。
- ・なお、推奨袋や指定袋を利用しており、明確に「有料化施策」として位置づけていないケースや、ごみ袋の製造や流通に市町村が直接関与していないケースであっても、それらの施策によって市町村に何らかの歳入や歳出がある場合は、「有料化」に含めるとしてご回答ください。
  - ①指定袋等を利用している
  - ②指定袋等を利用していない
- ・大型家具や粗大ごみなどについて、申込み制の有料回収を実施している場合や、認可制もしくは推奨制の指定袋を導入しており、市町村はその製造や流通に関与していない場合も、「①指定袋等を利用している」としてください。

## (4)指定袋等の価格

- ・(3)で「①指定袋等を利用している」に「1」を入力した場合、それら指定袋やシール等の価格は、どのように決めていますか。排出区分毎に当てはまる方に「1」を入力してください。
  - ①(指定袋やシール等を製造する)原価のみ
  - ②原価に処理コストの一部を上乗せ

## (5)指定袋やシール等の販売に係る費用(管理部門:物件費)

- ・(3)で「①指定袋等を利用している」に「1」を入力した場合、指定袋やシール等の販売による歳出(流通経費など)を排出区分毎に入力してください。
- ・認可制もしくは推奨制の指定袋を導入しており、市町村はその製造や流通に関与していない場合など、市町村に歳出がない場合は、0円としてください。

## (6)指定袋やシール等の販売による収益(管理部門:自己収入)

- ・(3)で「①指定袋等を利用している」に「1」を入力した場合、指定袋やシール等の販売による歳入(徴収手数料など)を排出区分毎に入力してください。
- ・認可制もしくは推奨制の指定袋を導入しており、市町村はその製造や流通に関与していない場合など、市町村に歳入がない場合は、0円としてください。

## 11. 直接搬入ごみの手数料（8～11.原価計算.xls）

### 11.1 家庭系直接搬入ごみの手数料徴収状況（11.1.sheet）

#### (1)対象品目

- ・家庭系の廃棄物で、市町村の施設への直接搬入を受け入れている品目について、徴収金額を把握できる単位で、その対象品目に「1」を入力してください。
- ・徴収金額を複数品目の合計額としてのみ把握している場合は、同じ行で複数品目に「1」を入力してください。

#### (2) 自己収入（手数料収入）

- ・(1)で「1」を入力した区分ごとに、自己収入（手数料収入）を入力してください。

### 11.2 事業系直接搬入ごみの手数料徴収状況（11.2.sheet）

#### (1)対象品目

- ・事業系の廃棄物で、市町村の施設への直接搬入を受け入れている品目について、徴収金額を把握できる単位で、その対象品目に「1」を入力してください。
- ・徴収金額を複数品目の合計額としてのみ把握している場合は、同じ行で複数品目に「1」を入力してください。

#### (2) 自己収入（手数料収入）

- ・(1)で「1」を入力した区分ごとに、自己収入（手数料収入）を入力してください。

## 12. 行政コスト計算書（行政コスト計算書.xls、12. sheet）

### 12.1 経常費用

#### （1）経常業務費用

- ・ 経常業務費用は、収集運搬部門、中間処理・最終処分部門、資源化部門、管理部門の部門ごとに分けて集計することとしており、集計内容は管理部門を除く各部門共通で、①人件費、②物件費、③経費としています。
- ・ ①人件費については、原価計算書の入力データを用いて自動的に集計、表示されます。
- ・ ②物件費は、委託料、施設に係る物件費、その他共通的物件費から構成され、それぞれに原価計算に用いたデータが表示されます。
- ・ ③経費は、原価計算書の入力データを用いて自動的に集計、表示されます。
- ・ 管理部門については、①人件費、②物件費、③経費については上記と同様ですが、これに加え、④その他費用として、広報・普及啓発に係る費用、リサイクルセンターのうち広報・普及啓発に係る費用、不法投棄防止対策に係る費用を計上します。これらについては、該当する欄に適切な金額を直接入力してください。
- ・ また、これらの部門に区分されない費用については、「その他」欄に項目名と金額を入力してください。

(1) 経常費用  
 経常業務費用  
 <収集運搬部門>

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			39,198,853
	委託料もしくは組合負担金	16,219,056	
	車両に係る物件費	7,942,788	
	施設に係る物件費	13,114,259	
	車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物	1,922,750	
	その他共通の物件費	0	
③経費			0
	合計		39,198,853

<中間処理部門>

大項目	小項目		
①人件費			7,194,791
②物件費			310,697,351
	委託料もしくは組合負担金	0	
	施設に係る物件費	310,697,351	
	その他共通の物件費	0	
③経費			0
	合計		317,892,142

<最終処分部門>

大項目	小項目		
①人件費			8,752,476
②物件費			23,068,301
	委託料もしくは組合負担金	7,390,384	
	施設に係る物件費	15,677,917	
	その他共通の物件費	0	
③経費			100,000
	合計		31,920,776

<資源化部門>

大項目	小項目		
①人件費			21,339,092
②物件費			30,893,277
	委託料もしくは組合負担金	17,741,705	
	施設に係る物件費	13,151,572	
	その他共通の物件費	0	
③経費			0
	合計		52,232,369

<管理部門>

大項目	小項目		
①人件費			12,875,708
②物件費			4,498,830
③経費			0
④その他費用			571,578
	広報・普及啓発に係る費用	432,978	
	リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用	0	
	不法投棄防止対策に係る費用	138,600	
	合計		17,946,116

<その他>

大項目	小項目		
その他費用			0
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	

入力箇所（黄色の網掛けセル）

(2) 経常移転支出

- ・ 経常移転支出は、①扶助費等支出、②補助金等支出、③その他の経常移転支出を計上します。これらについては一般廃棄物会計基準 53 ページの記述に基づき、該当する欄に適切な金額を直接入力してください。

経常移転支出

大項目		
①扶助費等支出		0
②補助金等支出		5,906,557
③その他の経常移転支出		0
	合計	5,906,557

入力箇所（黄色の網掛けセル）

(3) 特別損失

- ・ 特別損失は、通常の事業運営では想定されない事故・災害等により生じた損失を計上します。行政コスト計算書では、小項目の欄に当該事故・災害等の件名を記入し、金額欄に発生した損金を記入します。

(2) 特別損失

大項目	小項目		
特別損失			0
		0	
		0	
		0	
		0	

入力箇所（黄色の網掛けセル）



## 12.2. 経常収益

経常収益は、計上業務収益と特別移転収入を計上します。

### (1) 経常業務収益

- ・ 経常業務収益には、業務収益と業務外収益があります。
- ・ 業務収益は、自己収入とその他の業務収益に分かれます。これらの区分については一般廃棄物会計基準の 94 ページを参照してください。なお、これらのデータは原価計算書の作成に用いたデータを基に集計、表示されます。
- ・ 業務外収益は、受取利息等、その他の業務外収益に分かれます。これらの区分については一般廃棄物会計基準の 94 ページを参照してください。これらのデータについては、該当する欄に適切な金額を直接入力してください。

### (2) 経常移転収入

- ・ 経常移転収入は、一般廃棄物会計基準の 94 ページに示されているとおり、一般廃棄物処理事業に要した当該年度の国庫支出金及び都道府県支出金を示すもので、原価計算書の入力データを基に表示します。

### (3) 経常収益

#### 経常業務収益

大項目	小項目		
①業務収益			35,334,755
	自己収入	24,059,400	
	その他の業務収益	11,275,355	
②業務外収益			0
	受取利息等	0	
	その他の業務外収益	0	
	合計		35,334,755

#### 経常移転収入

大項目		
経常移転収入		296,741,000

#### その他収益

大項目	小項目		
その他収益			0
		0	
		0	
		0	
		0	

#### 経常収益合計

合計	367,410,510
----	-------------

入力箇所（黄色の網掛けセル）

### 12.3. その他

- 以下に示すような費用を注記の欄に示します。小項目の欄には対象施設等の名称等を入力し、金額欄に該当する金額を入力します。

- －将来支出のための解体・閉鎖後維持管理引当金繰入額
- －地元還元施設の建設維持管理に係る費用・収益
- －取付道路整備に係る費用・収益

※注記

大項目	小項目		
施設解体引当金繰入額			30,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	30,000,000	
		0	
		0	
		0	
最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額			100,000,000
	資産・負債一覧からの算定額	100,000,000	
		0	
		0	
		0	
地元還元施設に係る費用			333,333,333
	減価償却費	333,333,333	
		0	
		0	
		0	
地元還元施設に係る収益			0
		0	
		0	
		0	
取付道路に係る費用			200,000,000
	減価償却費	200,000,000	
		0	
		0	
		0	
取付道路に係る収益			0
		0	
		0	
		0	
		0	

入力箇所（黄色の網掛けセル）

### 13. 資産・負債一覧（資産・負債一覧.xls）

- ・ 廃棄物会計における資産・負債一覧においては、資産として非金融資産（有形固定資産・無形固定資産）、負債として流動負債・非流動負債を計上します。
- ・ ご記入いただくデータとして、各自治体で作成されている『決算書』、『公有財産台帳』等のデータのうち一般廃棄物処理事業に該当するものを活用します。
- ・ データの選定・利用・入力の方法の概要については以下に記載していますが、『決算書』、『公有財産台帳』等の資料からの記載の仕方や整理方法については、各自治体毎に異なるため、詳細な記載方法は示していません。

#### 13.1 金融資産・非金融資産・注記（13.1 sheet）

- ・ 金融資産・非金融資産（ここで、入力する必要がある事項は繰延資産）については、一部事務組合のみ記入対象となります。
- ・ 債権（未収金、貸付金、その他債権）、有価証券、投資等（出資金、その他の投資）、貸倒引当金の各費目について、一般廃棄物会計基準 103 ページの記述に従い、該当する金額を入力します。
- ・ 繰延資産として、一般廃棄物会計基準 104 ページに規定された内容に合致するものを、「資産・負債一覧」のワークシートに直接入力します。
- ・ 注記として、以下の項目について、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を入力してください。なお、本年度末残高は自動的に計算・表示されます。
  - －施設解体引当金
  - －最終処分場閉鎖後維持管理引当金
  - －地元還元施設に係る資産
  - －地元還元施設に係る負債
  - －取付道路に係る資産
  - －取付道路に係る負債

【資産・負債一覧 金融資産・非金融資産・注記の入力箇所】

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧  
(2007年3月31日)

科目	金額		
(資産の部)			
1 金融資産			0
資金		000,000	
金融資産(資金を除く)		0	
債権		0	
未収金	000,000		
貸付金	000,000		
その他の債権	000,000		
有価証券		000,000	
投資等		0	
出資金	000,000		
その他の投資	000,000		
貸倒引当金		-000,000	
2 非金融資産			841,342,255
事業用資産		835,342,255	841,342,255
有形固定資産			
収集運搬部門	94,776,972		
中間処理部門	2,005,000,000		
最終処分部門	200,530,000		
資源化部門	93,560,000		
管理部門	4,000,000		
減価償却累計額	1,562,524,717		
建設仮勘定	0		
無形固定資産		6,000,000	
ソフトウェア	3,000,000		
その他無形固定資産等	3,000,000		
繰延資産		000,000	000,000
<b>資産合計</b>			<b>841,342,255</b>

科目	金額		
(負債の部)			
1 流動負債			0
地方債(短期)		0	
短期借入金		0	
2 非流動負債			317,152,458
地方債(長期)		158,576,229	
長期借入金		158,576,229	
<b>負債合計</b>			<b>317,152,458</b>

注記	項目	内容	金額	想定耐用年数または引当等年数
	施設解体引当金		300,000,000	10
	最終処分場閉鎖後維持管理引当金		3,000,000,000	30
	地元還元施設に係る資産		5,000,000,000	15
	地元還元施設に係る負債		4,000,000,000	
	取付道路に係る資産		10,000,000,000	50
	取付道路に係る負債		0	

入力箇所 (黄色の網掛けセル)

### 13.2 事業用資産 (13.2 sheet)

- 事業用資産は、有形固定資産と無形固定資産から構成されます。

#### ①有形固定資産

- 「有形固定資産」は、収集運搬部門、中間処理・最終処分部門、資源化部門、管理部門の各部門別に、施設、装置、重機、車両等物品のうち 50 万円以上の重要資産の取得原価を計上します（一般廃棄物会計基準 103～104 ページ参照）。
- これらの有形固定資産について、種別、名称・内訳、仕様等、取得年次、取得価額、耐用年数、減価償却費、減価償却費累計、帳簿価額について示します。さらに、施設等についての建設仮勘定を記録します。

#### ○収集運搬部門

- 収集運搬部門は、車両と施設に区分しています。

部門	種別	名称・内訳 ※車両については、プルダウンメニューにより選択	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却 費 (円/年)	減価償却累 計額(円)	帳簿価額 (円)	
収集運搬部門	車両	パッカー車		1995 年度	6,551,000	4	0	6,551,000	0	
		パッカー車		1994 年度	6,283,000	4	0	6,283,000	0	
		パッカー車		1994 年度	5,665,000	3	0	5,665,000	0	
		パッカー車		1997 年度	6,761,000	4	0	6,761,000	0	
		パッカー車		2004 年度	6,735,000	4	1,683,750	5,051,250	1,683,750	
		パッカー車		1998 年度	7,297,000	4	0	7,297,000	0	
		平ボディ		2001 年度	7,413,000	4	0	7,413,000	0	
		プレス車		1991 年度	4,924,912	4	0	4,924,912	0	
		平ボディ		1992 年度	3,696,000	4	0	3,696,000	0	
		平ボディ		1991 年度	3,348,000	4	0	3,348,000	0	
		平ボディ		2003 年度	3,853,000	4	963,250	3,853,000	0	
		平ボディ		2001 年度	3,801,000	4	0	3,801,000	0	
		平ボディ		1997 年度	2,100,000	5	0	2,100,000	0	
		平ボディ		1997 年度	1,569,000	5	0	1,569,000	0	
		平ボディ		2005 年度	3,375,060	4	843,765	1,687,530	1,687,530	
		平ボディ		2001 年度	898,000	4	0	898,000	0	
		平ボディ		2001 年度	2,730,000	5	0	2,730,000	0	
		その他車両	ユンボ		1993 年度	9,785,000	5	0	9,785,000	0
		その他車両	リフト		1996 年度	2,472,000	5	0	2,472,000	0
		その他車両	リフト		2000 年度	1,420,000	5	0	1,420,000	0
	施設	施設1(土地)			年度	0	-	-	-	-
		施設1(施設)	清掃事務所		1972 年度	4,100,000	24	0	4,100,000	0
		施設1(装置)			年度	0				
		施設1(重機)			年度	0				
		施設1(その他固定資産)			年度					
		施設1(建設仮勘定)			年度					
		施設2(土地)			年度	0	-	-	-	-
		施設2(施設)			年度					
		施設2(装置)			年度	0				
		施設2(重機)			年度	0				
施設2(その他固定資産)			年度							
施設2(建設仮勘定)			年度							

#### <車両>

- 車両については、パッカー車、平ボディ、プレス車、その他車両の 4 区分とし、車両積載重量等の仕様等を記入します。更に、取得年次、取得価額、耐用年数の欄に該当する数字を入力します。
- 減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額は上記データから自動計算されます。

#### <施設>

- ・ 施設については、土地、施設、装置、重機、その他固定資産の5区分とします。初期状態では名称・内訳欄に「施設1（土地）」のように仮の名称を入れていますので、実際の施設名称及び資産種別（土地、施設、装置、重機、その他固定資産のいずれか）に更新してください。次に、仕様等の欄に、土地であれば敷地面積、施設であれば施設規模、装置であれば装置規模、処理能力等を記入します。
  - ・ 更に、取得年次、耐用年数の欄に該当する数字を入力します。ただし、土地については、取得年次のみを記入します。取得価額については原価計算に用いたデータが表示され、減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額は上記データから自動計算されます。
  - ・ 施設建設等が未完了であり、建設仮勘定を計上している場合にはその額を入力します。
  - ・ 上記を、保有する施設ごとに記入します。なお、原価計算書では5施設のデータを記入できるようになっており、そのデータを参照しているため、自動的に表示されるデータと直接入力するデータの整合性を取るようしてください。
- 中間処理部門・最終処分部門・資源化部門
- ・ 中間処理部門・最終処分部門・資源化部門については施設について記入します。
  - ・ 収集運搬部門の施設の欄と同様に、土地、施設、装置、重機、その他固定資産の5区分とします。初期状態では名称・内訳欄に「施設1（土地）」のように仮の名称を入れていますので、実際の施設名称及び資産種別（土地、施設、装置、重機、その他固定資産のいずれか）に更新してください。次に、仕様等の欄に、土地であれば敷地面積、施設であれば施設規模、装置であれば装置規模、処理能力等を記入します。
  - ・ 更に、取得年次、耐用年数の欄に該当する数字を入力します。ただし、土地については、取得年次のみを記入します。取得価額については原価計算に用いたデータが表示され、減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額は上記データから自動計算されます。
  - ・ 施設建設等が未完了であり、建設仮勘定を計上している場合にはその額を入力します。
  - ・ なお、中間処理部門・最終処分部門・資源化部門では原価計算において追加投資を考慮しているため、資産・負債一覧においても、各施設ごとに5の追加投資欄を設けています。入力するデータは取得年次のみであり、取得価額、耐用年数、減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額については、原価計算に用いたデータ等から自動的に集計、表示します。
  - ・ 上記を、保有する施設ごとに記入します。なお、原価計算書では10施設のデータを記入できるようになっており、そのデータを参照しているため、自動的に表示されるデータと直接入力するデータの整合性を取るようしてください。

部門	種別	名称・内訳 ※車両については、フルダウメ ニューにより選択	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却 費 (円/年)	減価償却 累計額 (円)	帳簿価額 (円)
中間処理部門	施設	施設1(土地)		年度	0	-	-	-	-
		施設1(施設)	清掃センター	1991年度	1,270,000,000	30	#####	677,333,333	592,666,667
		施設1(装置)		年度	0				
		施設1(車機)		年度	0				
		施設1(その他固定資産)		年度	0				
		施設1(建設仮勘定)		年度	0				
		追加投資1-1	排ガス高度処理設備	1999年度	735,000,000	10	#####	588,000,000	147,000,000
		追加投資1-2		年度	0	0			
		追加投資1-3		年度	0	0			
		追加投資1-4		年度	0	0			
		追加投資1-5		年度	0	0			

○ 管理部門

- 管理部門についても、他の部門と同様に、資産の名称・内訳、仕様等、取得年次、取得価額、耐用年数の欄に所定事項を記入します。
- 減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額は、上記データを用いて自動的に計算、表示されます。

部門	種別	名称・内訳 ※車両については、フルダウメ ニューにより選択	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却 費 (円/年)	減価償却 累計額 (円)	帳簿価額 (円)
管理部門				年度					
				年度					
				年度					
				年度					
				年度					
合計					0	-	0	0	0

②無形固定資産

- ソフトウェアならびにその他無形固定資産については、一般廃棄物会計基準 103～104ページの記述を参照してください。
- これらの無形固定資産について、名称・内訳、使用等、取得年次、取得価額、耐用年数の欄に所定事項を記入します。

無形固定資産

区分	名称・内訳	仕様等	取得年次 (西暦)	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却 費	減価償却 累計額	帳簿価額 (円)	
ソフトウェア			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
その他無形固定資産			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
			2001年度	1,000,000	10	100,000	600,000	400,000	
合計			年度		0	-	0	3,600,000	0

### 13.3 負債 (13.3 sheet)

#### ①流動負債

- 「流動負債」は、地方債（短期）と短期借入金とに分かれます。これらの定義については、一般廃棄物会計基準 59 ページの記述を参照してください。
- 地方債（短期）について、種類、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。さらに、債権発行差金についてその額を当該欄に記入します。前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。
- 短期借入金について、借入先、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。

#### ②非流動負債

- 「非流動負債」は、地方債（長期）、長期借入金とに分かれます。これらの定義については、一般廃棄物会計基準 59 ページの記述を参照してください。
- 地方債（長期）について、種類、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。さらに、債権発行差金についてその額を当該欄に記入します。前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。
- 長期借入金について、借入先、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を記入します。

#### 流動負債

##### 地方債(短期)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	本年度末残高
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
合計	0	0	0	0	0	0

##### 短期借入金

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
				0
				0
				0
				0
合計	0	0	0	0

#### 非流動負債

##### 地方債(長期)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債権発行差金	本年度末残高
一般廃棄物処理事業債	50,100,950		50,100,950	0		0
一般廃棄物処理事業債	51,864,960		4,712,655	47,152,305		47,152,305
一般廃棄物処理事業債	42,249,428		3,596,879	38,652,549		38,652,549
一般廃棄物処理事業債	65,600,000		5,028,625	60,571,375		60,571,375
一般廃棄物処理事業債	12,200,000		0	12,200,000		12,200,000
合計	222,015,338	0	63,439,109	158,576,229	0	158,576,229

##### 長期借入金

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
				0
				0
				0
				0
合計	222,015,338	0	63,439,109	158,576,229



### Ⅲ. 財務書類の出力

作成すべき財務書類は表 5 に示したファイルおよびシートに示されます。

表 5 財務書類の出力ファイルおよびシート

財務書類名称		ファイル名	シート名
原価計算書※1	(本紙)	出力ファイル.xls	原価計算書
	別紙 1		原価 別紙
	別紙 2		
	別紙 3		
	別紙 4		
行政コスト計算書※2	(本紙)		行政コスト
資産・負債一覧※3	(本紙)		資産・負債一覧
	別紙 1		資産 別紙 1
	別紙 2		資産 別紙 2

※1：正しくは、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」

※2：正しくは、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」

※3：正しくは、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」

【参考】耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号の一部））

一別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)					
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50					
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47					
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの						
			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積	34				
			その他のもの	41				
			旅館用又はホテル用のもの					
			延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31				
			その他のもの	39				
			店舗用のもの	39				
			病院用のもの	39				
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	38				
			公衆浴場用のもの	31				
			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの					
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	24				
			塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	31				
			その他のもの					
			倉庫事業の倉庫用のもの					
			冷蔵倉庫用のもの	21				
			その他のもの	31				
			その他のもの	38				
		れんが造、石造又はブロック造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41			
				店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38			
				飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38			
					旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36		
					変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	34		
					公衆浴場用のもの	30		
					工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
					塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	22		
					塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	28		
					その他のもの			
					倉庫事業の倉庫用のもの			
					冷蔵倉庫用のもの	20		
					その他のもの	30		
	その他のもの			34				
金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)				事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38			
				店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34			
				飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31			
					変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	31		
					旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29		
					公衆浴場用のもの	27		
					工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
					塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	20		
					塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	25		
					その他のもの			
					倉庫事業の倉庫用のもの			
					冷蔵倉庫用のもの	19		
					その他のもの	26		
					その他のもの	31		
				金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30	
						店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27	
						飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25	
							変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	25
							旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24
			公衆浴場用のもの			19		
			工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの					
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を			15		
			塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及			19		
			その他のもの			24		
		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)				事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22	
						店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19	
						飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
							変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	19
							旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
							公衆浴場用のもの	15
							工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
							塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	12
							塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	14
	その他のもの					17		
木造又は合成樹脂造のもの						事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24	
						店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22	
						飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20	
							変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	17
							旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建物	木造又は合成樹脂造のもの	公衆浴場用のもの	12
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	9
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び	11
		その他のもの	15
	木造モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	15
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	7
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び	10	
	その他のもの	14	
簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又	10	
	掘立造のもの及び仮設のもの	7	
建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が2+2キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エアーカーテン又はドア自動閉閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分に	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
	構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品
まくら木			
木製のもの			8
		コンクリート製のもの	20
		金属製のもの	20
分岐器			15
通信線、信号線及び電灯電力線			30
信号機			30
送配電線及びき電線			40
電車線及び第3軌条			20
鼎線ボンド			5
電線支持物(電柱及び腕木を除く。)			30
木柱及び木塔(腕木を含む。)			
		架空索道用のもの	15
		その他のもの	25
前掲以外のもの		線路設備	
		軌道設備	
		道床	60
		その他のもの	16
		土工設備	57
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
		その他のもの	15
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30
		その他のもの	21
		停車場設備	32
		電路設備	
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45
		踏切保安又は自動列車停止設備	12
	その他のもの	19	
	その他のもの	40	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
構築物	その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	15		
		道床	60		
		土工設備	50		
		橋りよう			
			鉄筋コンクリート造のもの	50	
			鉄骨造のもの	40	
			その他のもの	15	
		トンネル			
			鉄筋コンクリート造のもの	60	
			れんが造のもの	35	
			その他のもの	30	
			その他のもの	30	
		発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法(昭和27年法律第3百5+8号)に基づき)	その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。)	57
				汽力発電用のもの(岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	41
	送電用のもの				
	地中電線路			25	
			塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	36	
	配電用のもの		鉄塔及び鉄柱	50	
			鉄筋コンクリート柱	42	
			木柱	15	
			配電線	30	
			引込線	20	
		添架電話線	30		
		地中電線路	25		
電気通信事業用のもの	通信ケーブル				
		光ファイバー製のもの	10		
		その他のもの	13		
	地中電線路	27			
	その他の線路設備	21			
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱				
		円筒空中線式のもの	30		
		その他のもの	40		
	鉄筋コンクリート柱	42			
	木塔及び木柱	10			
	アンテナ	10			
	接地線及び放送用配線	10			
広告用のもの	金属造のもの	20			
	その他のもの	10			
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校のもの	スタンド				
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45		
		主として鉄骨造のもの	30		
		主として木造のもの	10		
	競輪場用競走路				
		コンクリート敷のもの	15		
		その他のもの	10		
	ネット設備	15			
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30			
	水泳プール	30			
	その他のもの				
		児童用のもの			
		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10		
		その他のもの	15		
その他のもの					
	主として木造のもの	15			
	その他のもの	30			
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7			
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20			
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15			
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10			
	ビチューマルス敷のもの	3			
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	水道用ダム	80			
	トンネル	75			
	橋	60			
	崖壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう	50			
	乾ドツク	45			
	サイロ	35			
	下水道、煙突及び焼却炉	35			
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30			
	爆発物用防壁及び防油堤	25			
	造船台	24			
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15			
	その他のもの	60			

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)	
構築物	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	やぐら及び用水池	40	
		サイロ	34	
		岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30	
		下水道、飼育場及びへい	15	
		爆発物用防壁	13	
		引湯管	10	
		鉱業用廃石捨場	5	
		その他のもの	40	
		れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及びトンネル	50
			煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受ける		7	
	その他のもの		25	
	その他のもの		40	
	石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50	
		乾ドック	45	
		下水道、へい及び爆発物用防壁	35	
		その他のもの	50	
	土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道	40	
		上水道及び用水池	30	
		下水道	15	
		へい	20	
		爆発物用防壁及び防油堤	17	
		その他のもの	40	
		その他のもの	40	
	金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋(はね上げ橋を除く。)	45	
		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25	
		サイロ	22	
		送配管		
		鋳鉄製のもの	30	
		鋼鉄製のもの	15	
		ガス貯そう		
		液化ガス用のもの	10	
		その他のもの	20	
		薬品貯そう		
		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8	
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10	
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15	
		水そう及び油そう		
		鋳鉄製のもの	25	
		鋼鉄製のもの	15	
		浮きドック	20	
		飼育場	15	
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10		
	その他のもの	45		
	合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10	
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋、塔、やぐら及びドック	15		
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10		
	飼育場	7		
	その他のもの	15		
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分に	主として木造のもの	15		
	その他のもの	50		
船舶	船舶法(明治32年法律第46号)第4条から第19条までの適用を受ける鋼船			
	漁船	総トン数が5百トン以上のもの	12	
		総トン数が5百トン未満のもの	9	
	油そう船	総トン数が2千トン以上のもの	13	
	薬品そう船		10	
	その他のもの	総トン数が2千トン以上のもの	15	
		総トン数が2千トン未満のもの		
		しゅんせつ船及び砂利採取船	10	
		カーフェリー	11	
		その他のもの	14	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船			
	漁船		6	
	薬品そう船		8	
	その他のもの		10	
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)		9		

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)	
船舶	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック		7	
		船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8
			その他のもの	
	鋼船		しゅんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8	
		ひき船	10	
		その他のもの	12	
	木船	とう載漁船	4	
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5	
		動力漁船及びひき船	6	
		薬品そう船	7	
		その他のもの	8	
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4	
その他のもの		5		
航空機	飛行機	主として金属製のもの		
		最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	10	
		最大離陸重量が百三十トン以下のもので、5・7トンを超えるもの	8	
		最大離陸重量が5・7トン以下のもの	5	
		その他のもの	5	
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5	
		その他のもの	5	
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18	
		電車	13	
		内燃自動車(制御車及び附随車を含む。)	11	
		貨車	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10
			薬品タンク車及び冷凍車	12
			その他のタンク車及び特殊構造車	15
			その他のもの	20
			線路建設保守用工作車	10
		鋼索鉄道用車両	15	
		架空索道用搬器	閉鎖式のもの	10
			その他のもの	5
		無軌条電車	8	
		その他のもの	20	
		特殊自動車(この項には、別表第2第3百34号の自走式作業用機械を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5
			モータースノーバー及び除雪車	4
			タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊	
			小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものに	3
			その他のもの	4
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(2輪又は3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	
			小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総	3
			その他のもの	
			大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5
			その他のもの	4
			乗合自動車	5
			自転車及びリヤカー	2
		被けん引車その他のもの	4	
		前掲のもの以外のもの	自動車(2輪又は3輪自動車を除く。)	
小型車(総排気量が0・66リットル以下のものをいう。)	4			
その他のもの				
貨物自動車				
ダンプ式のもの	4			
その他のもの	5			
報道通信用のもの	5			
その他のもの	6			
2輪又は3輪自動車	3			
自転車	2			
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車				
金属製のもの	7			
その他のもの	4			
フォークリフト	4			
トロッコ				
金属製のもの	5			
その他のもの	3			
その他のもの				
自走能力を有するもの	7			
その他のもの	4			

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含)		5		
	治具及び取付工具		3		
	ロール	金属圧延用のもの	4		
		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3		
	型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2		
	切削工具	その他のもの	3		
	金属製柱及びカッベ		2		
	活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2		
		自製活字及び活字に常用される金属	8		
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13		
		その他のもの	3		
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13		
		その他の主として金属製のもの	8		
		その他のもの	4		
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット			
			主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
		応接セット			
			接客業用のもの	5	
			その他のもの	8	
		ベッド			
			児童用机及びいす	5	
			陳列だな及び陳列ケース		
			冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6	
			その他のもの	8	
			その他の家具		
			接客業用のもの	5	
			その他のもの		
			主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
			ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	
			冷房用又は暖房用機器	6	
			電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	
			氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	4	
			カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
			じゅうたんその他の床用敷物		
			小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3	
			その他のもの	6	
			室内装飾品		
			主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
			食事又はちゅう房用品		
			陶磁器製又はガラス製のもの	2	
			その他のもの	5	
			その他のもの		
			主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
		2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター		
				孔版印刷又は印書業用のもの	3
				その他のもの	5
			電子計算機		
				パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4
				その他のもの	5
				複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するその他の事務機器	5
				テレタイプライター及びファクシミリ	5
				インターホン及び放送用設備	6
				電話設備その他の通信機器	
				デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
			その他のもの	10	
		3 時計、試験機器及び測定機器	時計		
			度量衡器		
			試験又は測定機器		
		4 光学機器及び写真製作機器	オペラグラス		
			カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	2	
			引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	5	
		5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球		
マネキン人形及び模型	3				
その他のもの	2				
	主として金属製のもの		10		
	その他のもの		5		

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
器具及び備品	6 容器及び金庫	ポンペ			
		溶接製のもの	6		
		鍛造製のもの			
		塩素用のもの	8		
		その他のもの	10		
		ドラムかん、コンテナーその他の容器			
		大型コンテナー(長さが6メートル以上のものに限る。)	7		
		その他のもの			
		金属製のもの	3		
		その他のもの	2		
		金庫			
		手さげ金庫	5		
		その他のもの	20		
		7 理容又は美容機		5	
	8 医療機器	消毒殺菌用機器		4	
		手術機器		5	
		血液透析又は血しよう交換用機器		7	
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器		6	
		調剤機器		6	
		歯科診療用ユニット		7	
		光学検査機器			
		ファイバースコープ		6	
		その他のもの		8	
		その他のもの			
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器			
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器		4	
		その他のもの		6	
		その他のもの			
		陶磁器製又はガラス製のもの		3	
		主として金属製のもの		10	
		その他のもの		5	
		9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具		8
			パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具		2
			ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具		5
	スポーツ具			3	
	劇場用観客いす			3	
	どんちよう及び幕			5	
	衣しよう、かつら、小道具及び大道具			2	
	その他のもの				
	主として金属製のもの			10	
	その他のもの			5	
	10 生物		植物		
			貸付業用のもの		2
			その他のもの		15
		動物			
		魚類		2	
		鳥類		4	
その他のもの			8		
11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード		2		
	シート及びロープ		2		
	漁具		3		
	葬儀用具		3		
	楽器		5		
	自動販売機(手動のものを含む。)		5		
	焼却炉		5		
	その他のもの				
	主として金属製のもの		10		
	その他のもの		5		
	12 前掲する資産のうち、当該資産につ	主として金属製のもの		15	
その他のもの			8		



一別表第2 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9
2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備		8
3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む)		9
4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備		8
5	つけ物製造設備		7
6	トマト加工品製造設備		8
7	その他の果実又はそ菜処理加工設備	むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備	6 9
8	かん詰又はびん詰製造設備		8
9	化学調味料製造設備		7
10	味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備	コンクリート製仕込そう その他の設備	25 9
10の2	食酢又はソース製造設備		8
11	その他の調味料製造設備		9
12	精穀設備		10
13	小麦粉製造設備		13
14	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備		8
15	その他の豆類処理加工設備		9
16	コーンスターチ製造設備		10
17	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう その他の設備	25 12
18	マカロニ類又は即席めん類製造設備		9
19	その他の乾めん、生めん又は強化米製造		10
20	砂糖製造設備		10
21	砂糖精製設備		13
22	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備		10
23	パン又は菓子類製造設備		9
24	荒茶製造設備		8
25	再製茶製造設備		10
26	清涼飲料製造設備		10
27	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備		14
28	清酒、みりん又は果実酒製造設備		12
29	その他の酒類製造設備		10
30	その他の飲料製造設備		12
31	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)		9
32	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)		12
33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	結氷かん及び凍結さら その他の設備	3 13
34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備		9
35	その他の飼料製造設備		10
36	その他の食料品製造設備		16
36の2	たばこ製造設備		8
37	生糸製造設備	自動繰糸機 その他の設備	7 10
38	繭乾燥業用設備		13
39	紡績設備		10
40	削除		
41	削除		
42	合成繊維かさ高加工系製造設備		8
43	ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備		11

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
44	織物設備		10
45	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備		10
46	染色整理又は仕上設備	圧縮用電極板	3
		その他の設備	7
47	削除		
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備		10
49	整経又はサイジング業用設備		10
50	不織布製造設備		9
51	フェルト又はフェルト製品製造設備		10
52	綱、網又はひも製造設備		10
53	レース製造設備	ラッセルレース機	12
		その他の設備	14
54	塗装布製造設備		14
55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備		9
56	縫製品製造業用設備		7
57	その他の繊維製品製造設備		15
58	可搬式造林、伐木又は搬出設備	動力伐採機	3
		その他の設備	6
59	製材業用設備	製材用自動送材装置	8
		その他の設備	12
60	チップ製造業用設備		8
61	単板又は合板製造設備		9
62	その他の木製品製造設備		10
63	木材防腐処理設備		13
64	パルプ製造設備		12
65	手すき和紙製造設備		7
66	丸網式又は短網式製紙設備		12
67	長網式製紙設備		14
68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備		12
69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備		12
70	その他の紙製品製造設備		10
71	枚葉紙樹脂加工設備		9
72	セロファン製造設備		9
73	繊維板製造設備		13
74	日刊新聞紙印刷設備	モノタイプ、写真又は通信設備	5
		その他の設備	11
75	印刷設備		10
76	活字鑄造業用設備		11
77	金属板その他の特殊物印刷設備		11
78	製本設備		10
79	写真製版業用設備		7
80	複写業用設備		6
81	アンモニア製造設備		9
82	硫酸又は硝酸製造設備		8
83	溶成りん肥製造設備		8
84	その他の化学肥料製造設備		10
85	配合肥料その他の肥料製造設備		13
86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む)		7
87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
88	その他のソーダ塩又はカリ塩(第97号(塩素酸塩を除く。)第98号及び第106号に掲げるものを除く。)製造設備		9
89	金属ソーダ製造設備		10
90	アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備		9
91	炭酸マグネシウム製造設備		7
92	苦汁製品又はその誘導体製造設備		8
93	軽質炭酸カルシウム製造設備		8
94	カーバイド製造設備(電極製造設備を除		9
95	硫酸鉄製造設備		7
96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		9
97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	よう素用坑井設備 その他の設備	3 7
98	ふつ酸その他のふつ素化合物製造設備		6
99	塩化りん製造設備		5
100	りん酸又は硫化りん製造設備		7
101	りん又はりん化合物製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		10
102	べんがら製造設備		6
103	鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備		11
104	酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設		9
105	無水クロム酸製造設備		7
106	その他のクロム化合物製造設備		9
107	2酸化マンガン製造設備		8
108	ほう酸その他のほう素化合物製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		10
109	青酸製造設備		8
110	硝酸銀製造設備		7
111	2硫化炭素製造設備		8
112	過酸化水素製造設備		10
113	ヒドラジン製造設備		7
114	酸素、水素、2酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備		10
115	加圧式又は真空式製塩設備		10
116	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備	合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備	3 7
117	活性炭製造設備		6
118	その他の無機化学薬品製造設備		12
119	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備		8
120	染料中間体製造設備		7
121	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備		8
122	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造		7
123	イソシアネート類製造設備		7
124	炭化水素の塩化物、臭化物又はふつ化物製造設備		7
125	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		9
126	その他のアルコール又はケトン製造設備		8
127	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
128	シクロヘキシルアミン製造設備		7
129	アミン又はメラミン製造設備		8
130	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備		8
131	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備		9
132	ビニールエーテル製造設備		8
133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備		7
134	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備		8
135	スチレンモノマー製造設備		9
136	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備(他の号に掲げるものを除		8
137	アルギン酸塩製造設備		10
138	フルフラル製造設備		11
139	セルロイド又は硝化綿製造設備		10
140	酢酸繊維素製造設備		8
141	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備		10
142	その他の有機薬品製造設備		12
143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造		7
144	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備		8
145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備		9
146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備		8
147	レーヨン系又はレーヨンスタープル製造設		9
148	酢酸繊維製造設備		8
149	合成繊維製造設備		7
150	石けん製造設備		9
151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備		9
152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備		7
153	ビタミン剤製造設備		6
154	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)		7
155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備		8
156	産業用火薬類(花火を含む。)		7
157	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)		6
158	塗料又は印刷インキ製造設備		9
159	その他のインキ製造設備		13
160	染料又は顔料製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		7
161	抜染剤又は漂白剤製造設備(他の号に掲げるものを除く。)		7
162	試薬製造設備		7
163	合成樹脂用可塑剤製造設備		8
164	合成樹脂用安定剤製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
165	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備		8
166	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造		11
167	接着剤製造設備		9
168	トール油精製設備		7
169	りゆう脳又はしょう脳製造設備		9
170	化粧品製造設備		9
171	ゼラチン又はにかわ製造設備		6
172	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備		8
173	削除		
174	磁気テープ製造設備		6
175	化工でん粉製造設備		10
176	活性白土又はシリカゲル製造設備		10
177	選鉱剤製造設備		9
178	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備		12
179	カーボンブラック製造設備		8
180	その他の化学工業製品製造設備		13
181	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)		8
182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備		14
183	ピッチコークス製造設備		7
184	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備		8
185	その他の石油又は石炭製品製造設備		14
186	タイヤ又はチューブ製造設備		10
187	再生ゴム製造設備		10
188	フォームラバー製造設備		10
189	糸ゴム製造設備		9
190	その他のゴム製品製造設備		10
191	製革設備		9
192	機械ぐつ製造設備		8
193	その他の革製品製造設備		11
194	板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	溶解炉	14
		その他の設備	14
195	その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)	るつぼ炉及びデータンク炉	3
		溶解炉	13
		その他の設備	9
196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま	
		塩融式のもの	3
		その他のもの	5
		トンネルがま	7
		その他の炉	8
		その他の設備	12
197	炭素繊維製造設備	黒鉛化炉	4
		その他の設備	10
197の2	その他の炭素製品製造設備	黒鉛化炉	4
		その他の設備	12
198	人造研削材製造設備	溶融炉	5
		その他の設備	9
199	研削と石又は研磨布紙製造設備	加硫炉	8
		トンネルがま	7
		その他の焼成炉	5
		その他の設備	10

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
200	セメント製造設備		13
201	生コンクリート製造設備		9
202	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備 その他の設備	7 12
203	削除		
204	石灰又は苦石灰製造設備		8
205	石こうボード製造設備	焼成炉 その他の設備	5 12
206	ほうろう鉄器製造設備	るつぼ炉 その他の炉 その他の設備	3 7 12
207	石綿又は石綿セメント製品製造設備		12
208	岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備		12
209	石工品又は擬石製造設備		12
210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	トンネルがま その他の炉 その他の設備	12 10 15
211	製鉄設備		14
212	純鉄又は合金鉄製造設備		10
213	製鋼設備		14
214	連続式鑄造鋼片製造設備		12
215	鉄鋼熱間圧延設備		14
216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備		14
217	鋼管製造設備		14
218	鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備		11
218の2	鉄くず処理業用設備		7
219	鉄鋼鍛造業用設備		12
220	鋼鑄物又は鉄鑄物製造業用設備		10
221	金属熱処理業用設備		10
222	その他の鉄鋼業用設備		15
223	銅、鉛又は亜鉛製錬設備		9
224	アルミニウム製錬設備		12
225	ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備		7
226	ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備		10
227	その他の非鉄金属製錬設備		12
228	チタニウム造塊設備		10
229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備		12
230	非鉄金属鑄物製造業用設備	ダイカスト設備 その他の設備	8 10
231	電線又はケーブル製造設備		10
231の2	光ファイバー製造設備		8
232	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備		8
233	粉末冶金製品製造設備		10
234	鋼索製造設備		13

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
235	鎖製造設備		12
236	溶接棒製造設備		11
237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備		12
237の2	ねじ製造業用設備		10
238	溶接金網製造設備		11
239	その他の金網又は針金製品製造設備		14
240	縫針又はミン針製造設備		13
241	押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備		11
242	その他の金属製容器製造設備		14
243	電気錫めつき鉄板製造設備		12
244	その他のめつき又はアルマイト加工設備		7
245	金属塗装設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
		その他の設備	9
245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
		その他の設備	11
246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		12
247	農業用機具製造設備		12
248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備		11
249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備	めつき又はアルマイト加工設備	7
		溶接設備	10
		その他の設備	13
250	鋼製構造物製造設備		13
251	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	めつき又はアルマイト加工設備	7
		その他の設備	12
251の2	核燃料物質加工設備		11
252	その他の金属製品製造設備		15
253	ボイラー製造設備		12
254	エンジン、タービン又は水車製造設備		11
255	農業用機械製造設備		12
256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		11
257	金属加工機械製造設備		10
258	鑄造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備		12
259	機械工具、金型又は治具製造業用設備		10
260	繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備		12
261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備		12
261の2	冷凍機製造設備		11
262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備		10
263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備		10
263の2	産業用ロボット製造設備		11
264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備		13
265	事務用機器製造設備		11

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備		13
267	産業用又は民生用電気機器製造設備		11
268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品(他の号に掲げるものを除く。)製造設備		10
268の2	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備		6
269	交通信号保安機器製造設備		12
270	電球、電子管又は放電灯製造設備		8
271	半導体集積回路(素子数が5百以上のものに限る。)製造設備		5
271の2	その他の半導体素子製造設備		7
272	抵抗器又は蓄電器製造設備		9
272の2	プリント配線基板製造設備		6
272の3	フェライト製品製造設備		9
273	電気機器部分品製造設備		12
274	乾電池製造設備		9
274の2	その他の電池製造設備		12
275	自動車製造設備		10
276	自動車車体製造又は架装設備		11
277	鉄道車両又は同部分品製造設備		12
278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)		10
279	車両用ブレーキ製造設備		11
280	その他の車両部分品又は附属品製造設備		12
281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備	めつき設備 その他の設備	7 12
282	鋼船製造又は修理設備		12
283	木船製造又は修理設備		13
284	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	鑄造設備 その他の設備	10 12
285	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修		10
286	その他の輸送用機器製造設備		13
287	試験機、測定器又は計量機製造設備		11
288	医療用機器製造設備		12
288の2	理化学用機器製造設備		11
289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備		10
290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備		10
291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造		12
292	銃弾製造設備		10
293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備		12
294	自動車分解整備業用設備		13



番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備		14
296	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備		14
297	楽器製造設備		11
298	レコード製造設備	吹込設備	8
		その他の設備	12
299	がん具製造設備	合成樹脂成形設備	9
		その他の設備	11
300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備		11
301	ボールペン製造設備		10
302	鉛筆製造設備		13
303	絵の具その他の絵画用具製造設備		11
304	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備	製鎖加工設備	8
		その他の設備	12
		前掲の区分によらないもの	11
305	ボタン製造設備		9
306	スライドファスナー製造設備	自動務歯成形又はスライダ－製造機	7
		自動務歯植付機	5
		その他の設備	11
307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工工業用設備		8
308	発ぼうポリウレタン製造設備		8
309	繊維壁材製造設備		9
310	歯科材料製造設備		12
311	真空蒸着処理業用設備		8
312	マッチ製造設備		13
313	コルク又はコルク製品製造設備		14
314	つりざお又は附属品製造設備		13
315	墨汁製造設備		8
316	ろうそく製造設備		7
317	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備		12
318	畳表製造設備	織機、い草選別機及びい割機	5
		その他の設備	14
319	畳製造設備		5
319の2	その他のわら工品製造設備		8
320	木ろう製造又は精製設備		12
321	松脂その他樹脂の製造又は精製設備		11
322	蚕種製造設備	人工ふ化設備	8
		その他の設備	10
323	真珠、貴石又は半貴石加工設備		7
324	水産物養殖設備	竹製のもの	2
		その他のもの	4
324の2	漁ろう用設備		7
325	前掲以外の製造設備		15
326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設		8
327	砂鉄鉱業設備		8
328	金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)		9

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
329	石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)	採掘機械及びコンベヤ	5
		その他の設備	9
		前掲の区分によらないもの	8
330	石油又は天然ガス鉱業設備	坑井設備	3
		掘さく設備	5
		その他の設備	12
331	天然ガス圧縮処理設備		10
332	硫黄鉱業設備(製錬又は架空索道設備を含む。)		6
333	その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)		9
334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5
335	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3
		ジーゼルパイルハンマー	4
		アスファルトプラント及びパッチャープラント	6
		その他の設備	7
336	測量業用設備	カメラ	5
		その他の設備	7
337	鋼索鉄道又は架空索道設備	鋼索	3
		その他の設備	12
338	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。)		13
338の2	洗車業用設備		10
339	ガソリンスタンド設備		8
339の2	液化石油ガススタンド設備		8
339の3	機械式駐車設備		15
340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備	移動式荷役設備	7
		くん蒸設備	10
		その他の設備	12
341	計量証明業用設備		9
342	船舶救難又はサルベージ設備		8
343	国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	9
343の2	国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	7
344	ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
345	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)		9
346	電気事業用水力発電設備		22
347	その他の水力発電設備		20
348	汽力発電設備		15
349	内燃力又はガスタービン発電設備		15
350	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
351	鉄道又は軌道事業用変電設備		20
351の2	列車遠隔又は列車集中制御設備		12

番号	設備の種類	細目	耐用年数(年)
352	蓄電池電源設備		6
353	フライアッシュ採取設備		13
354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備 (ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)		10
355	削除		
356	ガス事業用供給設備	ガス導管	
		鑄鉄製のもの	22
		その他のもの	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
357	上水道又は下水道業用設備		12
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5
		その他の設備	9
359	クリーニング設備		7
360	公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん	3
		その他の設備	8
360の2	故紙梱包設備		7
361	火葬設備		16
362	電光文字設備		10
363	映画製作設備(現像設備を除く。)	照明設備	3
		撮影又は録音設備	6
		その他の設備	8
364	天然色写真現像焼付設備		6
365	その他の写真現像焼付設備		8
366	映画又は演劇興行設備	照明設備	5
		その他の設備	7
367	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限		9
367の2	ボーリング場用設備	レーン	5
		その他の設備	10
368	種苗花き園芸設備		10
369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	17
		その他のもの	8

一別表第3 無形減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数(年)
漁業権		10
ダム使用权		55
水利権		20
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
育成者権	種苗法(平成十年法律第83号)第4条第2項に規定する品	10
	その他	8
営業権		5
専用側線使用权		30
鉄道軌道連絡通行施設利用		30
電気ガス供給施設使用权		15
熱供給施設使用权		15
水道施設使用权		15
工業用水道施設使用权		15
電気通信施設使用权		20

一別表第4 生物の耐用年数表（省略）

一別表第5 汚水処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数(年)
構築物	槽、塔、水路、貯水池その他のもの	
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	30
	れんが造のもの	20
	コンクリート造、金属造又は土造のもの	15
	木造又は合成樹脂造のもの	10
機械及び装置		7

一別表第6 ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数(年)
構築物	槽、塔、水路及び貯水池	
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	30
	れんが造のもの	20
	コンクリート造又は金属造のもの	15
	煙突(高さが七十メートル以上のものに限る。)	
	鉄筋コンクリート造のもの	30
	金属造のもの	10
機械及び装置(金属製のもので、機械及び装置と1体と認められる排気管及び放出筒を含む)		7

一別表第7 農林業用減価償却資産の耐用年数表（省略）

一別表第8 開発研究用減価償却資産の耐用年数表（省略）

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成用支援ツール  
入力・出力マニュアル

平成 19 年 6 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課  
電話：03-3581-3351（代表）